

令和3年8月30日提出

令和3年第3回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第74号

令和3年8月23日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

鈴木成夫

令和3年第3回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付で告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- 認 第 1 号 令和2年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 2 号 令和2年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3 号 令和2年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 4 号 令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 5 号 令和2年度小金井市下水道事業会計決算の認定について
- 報 告 第 6 号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について
- 議案第45号 令和3年度小金井市一般会計補正予算（第10回）
- 議案第46号 令和3年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第47号 令和3年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 議案第48号 令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 議案第49号 教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議案第 5 2 号 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 3 号 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 4 号 小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 5 号 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 6 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 7 号 市道路線の認定について
- 議案第 5 8 号 市道路線の変更について
- 議案第 5 9 号 市道路線の変更について
- 議案第 6 0 号 小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事請負契約について
- 議案第 6 1 号 令和 3 年度小金井市一般会計補正予算（第 9 回）
- その他 工事請負金額 1, 0 0 0 万円以上の契約締結についての報告

なお、

- 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

は、調整の上、後日送付します。

## 議 長 報 告

### 1 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

令和3年5月27日（木）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報 告

ア 会務報告

イ 委員会報告

#### (2) 協議事項

ア 令和2年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について

イ 令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について

ウ 役員の選任について

- ・ 会 長 小平市
- ・ 副会長 八王子市、日野市、奥多摩町
- ・ 監 事 小金井市、瑞穂町
- ・ 理 事 正副会長及び監事を除く各市町村議会議長
- ・ 第1委員会
  - 委員長 多摩市
  - 副委員長 小金井市、稲城市、奥多摩町
- ・ 第2委員会
  - 委員長 羽村市
  - 副委員長 調布市、日野市、東久留米市
- ・ 第3委員会
  - 委員長 武蔵村山市
  - 副委員長 稲城市、瑞穂町、国立市

エ 総会決議（案）について

### 2 東京都市議会議長会定例総会について

令和3年5月28日（金）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の報告事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について
- ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について
- エ 第233回東京都都市計画審議会の会議結果について
- オ 全国市議会議長会第223回理事会の会議結果について

3 東京都市議会議長会定例総会について

令和3年8月4日（水）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について
- ウ 北方領土の返還を求める都民会議令和3年度第1回理事会の会議結果について
- エ 全国市議会議長会第224回理事会の会議結果について
- オ 東京都区市町村振興協会令和3年度定時評議員会の会議結果について
- カ 全国市議会議長会第171回建設運輸委員会の会議結果について
- キ 全国市議会議長会第155回地方財政委員会の会議結果について
- ク 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会の会議結果について
- ケ 全国市議会議長会第171回社会文教委員会の会議結果について
- コ 関東市議会議長会第1回支部長会議の会議結果について

(2) 協議事項

- ア 都県提出議案について

4 東京都北多摩議長連絡協議会定例総会について

令和3年8月10日（火）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告

(2) 協議事項

- ア 令和2年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告について
- イ 令和2年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出決算の認定について
- ウ 令和3年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画について
- エ 令和3年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出予算について
- オ 令和4年度東京都北多摩議長連絡協議会役員について

5 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設視察

- ア 目的 日野市、国分寺市、小金井市の3市共同による可燃ごみ処理施設の稼働状況を確認するため
- イ 派遣場所 可燃ごみ処理施設
- ウ 期 日 令和3年8月6日(金)
- エ 派遣議員 古畑議員、安田議員、寺内議員

## 一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 湯沢綾子議員 たゆ久貴議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 宮下誠議員 森戸よう子議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 沖浦あつし議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 東京都後期高齢者医療広域連合議会

選出議員 五十嵐京子議員

7 浅川清流環境組合議会

選出議員 清水がく議員 水谷たかこ議員 村山ひでき議員 渡辺ふき子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和3年5月14日から令和3年8月9日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

令和3年7月30日（金） 令和3年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和3年7月30日（金） 令和3年第1回臨時会

行政報告3件及び議案2件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 令和2年度 公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 令和2年度 昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について

以上3件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第7号 専決処分（昭和病院企業団企業長の給料の特例に関する条例）の承認を求めることについて

慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第8号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めることについて

野島武夫氏（東久留米市選出）を選任することに同意した。



## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和3年7月27日（火） 令和3年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和3年7月27日（火） 令和3年第1回臨時会

議案2件を審議した。

議案第3号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について

森戸よう子氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

議案第4号 令和3年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1回）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和3年7月27日（火） 令和3年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和3年7月27日（火） 令和3年第1回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には串田金八氏（福生市選出）、副議長には小美濃安弘氏（武蔵野市選出）を選出した。

議案第6号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて  
富松崇氏（羽村市選出）を選任することに同意した。

## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和3年7月29日（木） 令和3年第2回臨時会

### 2 会議の概要

#### (1) 令和3年7月29日（木） 令和3年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案3件を審議した。

議長には与座武氏（武蔵野市選出）、副議長には渡辺純也氏（昭島市選出）を選出した。

第7号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて

小林美緒氏（東村山市選出）を選任することに同意した。

第8号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第9号議案 東京都十一市競輪事業組合管理者の給料の特例に関する条例

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和3年7月29日（木） 令和3年第2回臨時会

### 2 会議の概要

令和3年7月29日（木） 令和3年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には鈴木宗貴氏（調布市選出）、副議長には斎藤康夫氏（小金井市選出）を選出した。

第9号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）  
の選任につき同意を求めることについて

福安徹氏（八王子市選出）を選任することに同意した。

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会活動報告

### 1 広域連合議会開催状況

令和3年7月30日（金） 第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和3年7月30日（金） 第1回臨時会

正副議長選挙を実施した。

選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙  
磯一昭氏（豊島区選出）を選出した。

選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙  
篠原有加氏（昭島市選出）を選出した。

広域連合長提出議案4件を審議した。

同意第2号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について  
石阪丈一氏（町田市選出）を選任することに同意した。

同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について  
杉浦裕之氏（瑞穂町選出）を選任することに同意した。

同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について  
古性重則氏（足立区選出）を選任することに同意した。

承認第1号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後  
期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す  
る条例の報告及び承認について

慎重審議の結果、承認することと決定した。

選挙管理委員及び補充員の選挙を実施した。

選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

本橋正壽氏（練馬区選挙管理委員会）、岩崎澄雄氏（福生市選挙管理委員会）、八  
尾規子氏（千代田区選挙管理委員会）、渡邊光恵氏（稲城市選挙管理委員会）を選出  
した。

選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙

鈴木久幸氏（西東京市選挙管理委員会）第1順位、塩野谷敏江氏（東久留米市選  
挙管理委員会）第2順位、荒井彰一氏（葛飾区選挙管理委員会）第3順位、本橋正  
敏氏（杉並区選挙管理委員会）第4順位を選出した。

## 浅川清流環境組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和3年7月27日（火） 令和3年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和3年7月27日（火） 令和3年第1回臨時会

正副議長選挙及び議案2件を審議した。

議長には馬場賢司氏（日野市選出）、副議長には吉田りゅうじ氏（国分寺市選出）を選出した。

議案第3号 浅川清流環境組合監査委員の選任について  
福島基氏（識見を有する者）を選任することに同意した。

議案第4号 浅川清流環境組合監査委員の選任について  
渡辺ふき子氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

認第1号

令和2年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第2号

令和2年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎



認第3号

令和2年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第4号

令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第5号

令和2年度小金井市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度小金井市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

報告第6号

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

## 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.8	13.8
(12.21)	(17.21)	(25.0)	(350.0)

### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

### 備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

## 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△7.84	— ※△11.26	1.8	13.8

※黒字の程度を負の数値で表記した。

標準財政規模（千円）		早期健全化基準	12.21	17.21	25.0	350.0
うち臨時財政対策債 発行可能額						
23,232,461	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

#### (1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{23,232,461 \text{ 千円}}$$

#### (2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{23,232,461 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	60,285,223	58,432,055	1,853,168	30,475	1,822,693

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	流動資産 ①	流動負債 ②	算入地方債 ③	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(①-②-③+④)
下水道事業会計(2)	817,543	217,463	0	0	600,080

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	10,074,157	9,953,216	120,941	0	120,941
介護保険特別会計	8,364,389	8,323,099	41,290	0	41,290
後期高齢者医療特別会計	2,684,673	2,651,483	33,190	0	33,190
合計(3)	21,123,219	20,927,798	195,421	0	195,421

連結合計(1)+(2)+(3)	2,618,194
-----------------	-----------

## (3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
公債費充当一般財源等額 A	1,632,137	1,459,659	1,373,769
公債費（一般会計等）	2,503,253	2,374,961	2,304,550
特定財源    都市計画税	△871,116	△915,302	△930,781
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	95,835	90,840	117,444
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	35,793	31,242	21,374
東京たま広域資源循環組合負担金	31,488	26,819	12,628
昭和病院企業団分担金	4,251	4,036	3,955
浅川清流環境組合	54	387	4,791
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	122,529	8,663	5,304
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	122,529	8,663	5,304
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	1,886,294	1,590,404	1,518,406

○ 分母

(単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
標準財政規模	22,139,864	22,523,957	23,232,461
標準税収入額等	22,139,864	22,523,957	23,232,461
普通交付税	0	0	0
臨時財政対策債発行可能額	0	0	0
分母 合計 ②	22,139,864	22,523,957	23,232,461



○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,235,043	1,132,853	1,070,762
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	39,961	37,778	31,755
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	53,340	52,129	49,737
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	38,275	38,178	37,968
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	6,099	5,990	5,976
控除 合計 ③	1,372,718	1,266,928	1,196,198

(単位：%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	2.47302	1.52174	1.45983
実質公債費比率 (3年平均)	2.5	2.1	1.8

※小数点第2位以下切捨て

## (4) 将来負担比率

○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	19,282,635
債務負担行為に基づく支出予定額 B	636,681
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	636,681
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	877,143
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	3,864,156
東京たま広域資源循環組合負担金	5,323
昭和病院企業団分担金	45,067
浅川清流環境組合負担金	3,813,766
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	4,255,004
合計 ① (A+B+C+D+E)	28,915,619

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	10,439,977
充当可能特定歳入見込額 B	6,507,895
都市計画税	6,507,895
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	8,908,367
合 計 ② (A+B+C)	25,856,239

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	23,232,461
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	23,232,461

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,196,198
合 計 ④ (A)	1,196,198

分子 (①-②)	3,059,380 千円	=	将来負担比率	13.8%
分母 (③-④)	22,036,263 千円			

※小数点第2位以下切捨て

## 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	— ※△39.8	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,506,766 \text{ 千円}}$$

令和元年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	－ (11.25)	－ (16.25)	△ 0.7	－	－
立川市	－ (11.43)	－ (16.43)	2.4	－	－
武蔵野市	－ (11.42)	－ (16.42)	△ 0.4	－	－
三鷹市	－ (11.46)	－ (16.46)	1.4	6.8	－
青梅市	－ (11.99)	－ (16.99)	2.7	－	－
府中市	－ (11.25)	－ (16.25)	2.7	－	－
昭島市	－ (12.34)	－ (17.34)	0.3	－	－
調布市	－ (11.33)	－ (16.33)	0.3	9.7	－
町田市	－ (11.25)	－ (16.25)	0.0	－	－
小金井市	－ (12.27)	－ (17.27)	2.1	17.9	－
小平市	－ (11.60)	－ (16.60)	1.7	－	－
日野市	－ (11.62)	－ (16.62)	△ 2.2	13.1	－
東村山市	－ (11.86)	－ (16.86)	2.7	0.2	－
国分寺市	－ (12.12)	－ (17.12)	△ 1.2	0.4	－
国立市	－ (12.75)	－ (17.75)	△ 0.4	－	－
福生市	－ (13.10)	－ (18.10)	△ 3.2	－	－
狛江市	－ (12.74)	－ (17.74)	1.9	10.1	－
東大和市	－ (12.65)	－ (17.65)	△ 2.7	－	－
清瀬市	－ (12.75)	－ (17.75)	3.5	23.8	－
東久留米市	－ (12.26)	－ (17.26)	0.3	－	－
武蔵村山市	－ (12.87)	－ (17.87)	0.0	－	－
多摩市	－ (11.76)	－ (16.76)	1.6	－	－
稲城市	－ (12.62)	－ (17.62)	2.9	32.8	－
羽村市	－ (13.15)	－ (18.15)	1.6	15.1	－
あきる野市	－ (12.67)	－ (17.67)	8.2	44.4	－
西東京市	－ (11.49)	－ (16.49)	1.7	21.7	－
26市平均	－	－	0.8	－	－

## 【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「－」と表記している。
- 2 ( ) 内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。
- 3 平均値は加重平均である。

議案第45号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第10回)

## 令和3年度小金井市一般会計補正予算（第10回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第10回）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,805,076千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,507,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和3年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11 地方交付税		50,000	132,281	182,281
	1 地方交付税	50,000	132,281	182,281
15 国庫支出金		10,081,228	115,442	10,196,670
	1 国庫負担金	7,541,929	105,473	7,647,402
	2 国庫補助金	2,510,731	9,969	2,520,700
16 都支出金		7,226,559	164,757	7,391,316
	1 都負担金	2,441,274	10,623	2,451,897
	2 都補助金	4,118,833	154,134	4,272,967
17 財産収入		12,703	3,000	15,703
	1 財産運用収入	4,534	3,000	7,534
18 寄附金		136,316	74	136,390
	1 寄附金	136,316	74	136,390
19 繰入金		2,503,573	65,732	2,569,305
	1 基金繰入金	2,502,536	65,508	2,568,044
	2 特別会計繰入金	1,037	224	1,261
20 繰越金		500,000	1,322,693	1,822,693
	1 繰越金	500,000	1,322,693	1,822,693
21 諸収入		186,732	1,097	187,829
	5 雑収入	136,189	1,097	137,286
歳入合計		47,702,896	1,805,076	49,507,972

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,977,467	千円 1,291,238	千円 5,268,705
	1 総 務 管 理 費	2,966,022	1,288,089	4,254,111
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	334,616	3,149	337,765
3 民 生 費		24,146,821	20,288	24,167,109
	1 社 会 福 祉 費	7,820,862	19,595	7,840,457
	2 児 童 福 祉 費	12,552,545	693	12,553,238
4 衛 生 費		6,401,076	314,060	6,715,136
	1 保 健 衛 生 費	2,608,103	313,725	2,921,828
	2 清 掃 費	3,792,973	335	3,793,308
7 商 工 費		726,569	139,961	866,530
	1 商 工 費	726,569	139,961	866,530
8 土 木 費		3,748,981	30,361	3,779,342
	2 道 路 橋 り よ う 費	824,960	26,706	851,666
	4 都 市 計 画 費	2,613,588	3,655	2,617,243
10 教 育 費		4,286,167	4,062	4,290,229
	1 教 育 総 務 費	838,780	737	839,517
	4 社 会 教 育 費	737,190	2,997	740,187
	5 保 健 体 育 費	822,692	328	823,020
13 予 備 費		104,468	5,106	109,574
	1 予 備 費	104,468	5,106	109,574
歳 出 合 計		47,702,896	1,805,076	49,507,972

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
学校給食調理委託料	令和3年度 ～令和4年度	43,977 千円



議案第45号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第10回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11地方交付税		千円 50,000	千円 132,281	千円 182,281
	1地方交付税	50,000	132,281	182,281
15国庫支出金		10,081,228	115,442	10,196,670
	1国庫負担金	7,541,929	105,473	7,647,402
	2国庫補助金	2,510,731	9,969	2,520,700
16都支出金		7,226,559	164,757	7,391,316
	1都負担金	2,441,274	10,623	2,451,897
	2都補助金	4,118,833	154,134	4,272,967
17財産収入		12,703	3,000	15,703
	1財産運用収入	4,534	3,000	7,534
18寄附金		136,316	74	136,390
	1寄附金	136,316	74	136,390
19繰入金		2,503,573	65,732	2,569,305
	1基金繰入金	2,502,536	65,508	2,568,044
	2特別会計繰入金	1,037	224	1,261
20繰越金		500,000	1,322,693	1,822,693
	1繰越金	500,000	1,322,693	1,822,693
21諸収入		186,732	1,097	187,829
	5雑収入	136,189	1,097	137,286
歳入合計		47,702,896	1,805,076	49,507,972

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,977,467	千円 1,291,238	千円 5,268,705
	1 総 務 管 理 費	2,966,022	1,288,089	4,254,111
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	334,616	3,149	337,765
3 民 生 費		24,146,821	20,288	24,167,109
	1 社 会 福 祉 費	7,820,862	19,595	7,840,457
	2 児 童 福 祉 費	12,552,545	693	12,553,238
4 衛 生 費		6,401,076	314,060	6,715,136
	1 保 健 衛 生 費	2,608,103	313,725	2,921,828
	2 清 掃 費	3,792,973	335	3,793,308
7 商 工 費		726,569	139,961	866,530
	1 商 工 費	726,569	139,961	866,530
8 土 木 費		3,748,981	30,361	3,779,342
	2 道 路 橋 り よ う 費	824,960	26,706	851,666
	4 都 市 計 画 費	2,613,588	3,655	2,617,243
10 教 育 費		4,286,167	4,062	4,290,229
	1 教 育 総 務 費	838,780	737	839,517
	4 社 会 教 育 費	737,190	2,997	740,187
	5 保 健 体 育 費	822,692	328	823,020
13 予 備 費		104,468	5,106	109,574
	1 予 備 費	104,468	5,106	109,574
歳 出 合 計		47,702,896	1,805,076	49,507,972

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
3,149		7,346	1,280,743
		7,346	1,280,743
3,149			
13,147		1,144	5,997
12,501		1,097	5,997
646		47	
164,785		13,231	136,044
164,785		13,157	135,783
		74	261
98,000		41,961	
98,000		41,961	
1,118			29,243
			26,706
1,118			2,537
		2,997	1,065
			737
		2,997	
			328
			5,106
			5,106
280,199		66,679	1,458,198

2 歳 入

款 11 地方交付税

項 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 50,000	千円 132,281	千円 182,281	1 地方交付税	千円 132,281

款 15 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 412,996	千円 105,473	千円 518,469	1 保健衛生費負担金	千円 105,473

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 91,927	千円 3,149	千円 95,076	1 総務管理費補助金	千円 3,149
3 衛生費国庫補助金	1,159,040	6,820	1,165,860	1 保健衛生費補助金	6,820

款 16 都、支出金

項 1 都負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費都負担金	千円 2,439,372	千円 10,623	千円 2,449,995	1 社会福祉費負担金	千円 10,623

説	明	千円
2 普通交付税 (地方交付税法)	(財 政 課)	132,281

説	明	千円
2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱) 負担率 10/10	(健 康 課)	105,473

説	明	千円
3 マイナポイント事業費補助金 (マイナポイント事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(市 民 課)	3,149
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	6,820

説	明	千円
7 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 (高齢者の医療の確保に関する法律第99条) 負担率 3/4	(保 険 年 金 課)	10,623

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,249,405	千円 1,880	千円 2,251,285	1 社会福祉費補助金	千円 1,878
				2 児童福祉費補助金	2
3 衛生費都補助金	189,485	53,136	242,621	1 保健衛生費補助金	53,136
5 商工費都補助金	21,093	99,118	120,211	1 商工費補助金	99,118



説	明	千円
7 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助要綱) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	259
18 新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業補助金 (新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(介護福祉課)	1,619
7 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業補助要綱) 補助率 1/2	(子育て支援課)	2
4 とうきょうママパパ応援事業補助金 (とうきょうママパパ応援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	19,637
5 区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金 (東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金交付要綱) 補助率 1/2	(環境政策課)	354
7 高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助金 (高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	3,380
8 新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金(医療分) (東京都新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金(医療分)交付要綱) 補助率 10/10	(健康課)	29,765
3 観光まちづくり推進支援事業費補助金 (東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(コミュニティ文)	1,118
4 東京都生活応援事業事業費補助金 (東京都生活応援事業事業費補助金交付要綱) 補助率 3/4	(経済課)	96,000
5 東京都生活応援事業事務費補助金 (東京都生活応援事業事務費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(経済課)	2,000

款 17 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 利子及び配当金	千円 708	千円 3,000	千円 3,708	1 利子及び配当金	千円 3,000

款 18 寄附金

項 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 衛生費寄附金	千円 0	千円 74	千円 74	1 環境保全事業寄附金	千円 74

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
7 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 146,899	千円 65,508	千円 212,407	1 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	千円 65,508

款 19 繰入金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 1,037	千円 224	千円 1,261	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 224

説	明	千円
13	株式会社ジェイコム東京株式配当金 (企画政策課)	3,000

説	明	千円
1	環境保全事業寄附金 (ごみ対策課)	74

説	明	千円
1	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金 (健康課)	65,508

説	明	千円
1	後期高齢者医療特別会計繰入金 (財政課)	224

款 20 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 500,000	千円 1,322,693	千円 1,822,693	1 前年度繰越金	千円 1,322,693

款 21 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 過年度収入	千円 1	千円 1,097	千円 1,098	1 過年度収入	千円 1,097

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財 政 課)	1,322,693

説	明	千円
17 令和2年度低所得者保険料軽減国庫負担金追加交付金	(介 護 福 祉 課)	731
18 令和2年度低所得者保険料軽減都負担金追加交付金	(介 護 福 祉 課)	366

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	593,161	743	593,904			
10 市民文化費	308,299	7,346	315,645			7,346
						7,346
11 財政調整基金費	399	1,280,000	1,280,399			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
743			
743	12 委託料	743	6 基幹系システムに要する 経費 (情報システム課) 743
			12 委託料 ( 743) コンビニ交付システム修正委託料 (デジタル手続法対応分) 743
	21 補償補填及び賠償 金	7,346	5 芸術文化施策に要する経 費 (コミュニティ文) 7,346
			21 補償補填及び賠償金 ( 7,346) 市民交流センター指定管理委託損 失補償金 7,346
1,280,000			
1,280,000	24 積立金	1,280,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 1,280,000
			24 積立金 ( 1,280,000) 財政調整基金積立金 (積立元金) 1,280,000

款 2 総務費

項 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	334,616	3,149	337,765	3,149		
				3,149		



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	3,149	
			3 住民基本台帳事務に要する経費 (市 民 課) 3,149 12 委 託 料 ( 3,149) マイキー I D 設定支援委託料 3,149

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,060,223	37	1,060,260			
2 障害者福祉費	2,244,752	519	2,245,271	259		
				259		
4 高齢者福祉費	531,917	1,619	533,536	1,619		
				1,619		
8 介護保険事業費	1,443,000	2,484	1,445,484			1,097
						1,097
9 地域福祉基金費	107,383	235	107,618			
10 後期高齢者医療費	1,136,414	14,164	1,150,578	10,623		
				10,623		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
37			
37	22 償還金利子及び割引料	37	34 返還金・還付金 ( ) 37 (1) 自立生活支援課関係経費 37 22 償還金利子及び割引料 ( 37) 令和2年度特別障害者手当等国庫 負担金返還金 37
260			
260	19 扶助費	519	28 中等度難聴児発達支援事業に要する経費 (自立生活支援課) 519 19 扶 助 費 ( 519) 中等度難聴児発達支援助成費 519
	7 報償費	210	44 介護予防・フレイル予防活動支援事業に要する経費 (介護福祉課) 1,619
	10 需用費 1 消耗品費	100 100	7 報 償 費 ( 210) オンラインツール利用講習講師謝 礼 210 10 需 用 費 ( 100) 消 耗 品 費 100 11 役 務 費 ( 172) 回線使用料 172 13 使用料及び賃借料 ( 82) リモート会議システムライセンス 使用料 82 17 備品購入費 ( 1,055) 一般機器類 983 工作機器類 72
	11 役務費 6 その他の役務費	172 172	
	13 使用料及び賃借料	82	
	17 備品購入費	1,055	
1,387			
1,387	27 繰出金	2,484	1 介護保険特別会計繰出金 (財 政 課) 2,484 27 繰 出 金 ( 2,484) 低所得者保険料軽減繰出金 2,484
235			
235	24 積立金	235	1 地域福祉基金積立金 (地 域 福 祉 課) 235 24 積 立 金 ( 235) 地域福祉基金積立金 (積立元金) 235
3,541			
3,541	27 繰出金	14,164	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 (財 政 課) 14,164

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 後期高齢者医療費						
11 福祉会館費	463	537	1,000			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			27 繰 出 金 ( 14,164) 保険基盤安定繰出金 14,164
537			
537	7 報償費	341	1 (仮称) 新福社会館に要 する経費 (地域福祉課) 537
	10 需用費 1 消耗品費	35 35	7 報 償 費 ( 341) (仮称) 新福社会館管理運営計画 策定委員会委員謝礼 273 (仮称) 新福社会館管理運営計画 策定委員会手話通訳者謝礼 50 (仮称) 新福社会館管理運営計画 策定委員会保育士謝礼 18
	11 役務費 1 郵便料	12 12	10 需 用 費 ( 35) 消 耗 品 費 35 11 役 務 費 ( 12) 郵 便 料 12
	12 委託料	149	12 委 託 料 ( 149) (仮称) 新福社会館管理運営計画 策定委員会会議録作成委託料 149

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	6,476,956	693	6,477,649	646		47
				646		47

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	12 委託料	693	11 育児支援ヘルパー派遣事業に要する経費 (子育て支援課) 693 12 委託料 ( 693) 育児支援ヘルパー派遣委託料 693

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健衛生総務費	793,673	18,993	812,666	18,993		
				18,993		
2 感染症予防費	49,910	40,171	90,081	29,765		10,406
				29,765		10,406
3 予防接種費	1,683,768	122,849	1,806,617	115,673		2,751
						2,751
				3,380		
				112,293		



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	1 報酬	389	33 子育て世代包括支援センターに要する経費 (健康課) 18,993
	7 報償費	17,634	
	10 需用費 1 消耗品費 5 印刷製本費	124 91 33	
	11 役務費 1 郵便料	846 846	
			1 報 酬 ( 389) ファーストバースデーサポート事務補助業務会計年度任用職員報酬 389
			7 報 償 費 ( 17,634) 保健師等謝礼 709 ファーストバースデーサポート事業記念品 16,925
			10 需 用 費 ( 124) 消 耗 品 費 91 印 刷 製 本 費 33
			11 役 務 費 ( 846) 郵 便 料 846
	12 委託料	10,406	2 感染症予防関係に要する経費 (健康課) 40,171
	18 負担金補助及び交付金	29,765	
			12 委 託 料 ( 10,406) PCR検査受検者搬送委託料 10,406
			18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金 ( 29,765) 接触者外来等設備整備事業補助金 29,765
4,425	12 委託料	113,278	5 その他予防接種事務に要する経費 (健康課) 2,751
	18 負担金補助及び交付金	6,820	
	19 扶助費	2,751	19 扶 助 費 ( 2,751) 里帰り等予防接種費助成金 2,751
			7 肺炎球菌ワクチン接種に要する経費 (健康課) 3,380
			12 委 託 料 ( 3,380) 肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 3,327 肺炎球菌ワクチン個別接種委託料 (府中市医師会) 53
4,425			9 子宮頸がんワクチン接種に要する経費 (健康課) 4,425
			12 委 託 料 ( 4,425) 子宮頸がんワクチン個別接種委託料 4,255 子宮頸がんワクチン個別接種委託料 (府中市医師会) 170
			17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 ( ) 112,293

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費						
4 環境衛生費	2,263	709	2,972	354		
				354		
6 新型コロナウイルス感染症対策基金費	50,001	131,003	181,004			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			(2) 健康課関係経費 112,293
			12 委託料 ( 105,473)
			新型コロナウイルスワクチン個別 接種委託料 105,473
			18 負担金補助及び交付金 ( 6,820)
			基本型接種施設協力金 6,820
355			
355	12 委託料	709	1 こん虫等駆除及び雑草除 去に要する経費 (環 境 政 策 課) 709
			12 委託料 ( 709)
			アライグマ・ハクビシン防除委託 料 709
131,003			
131,003	24 積立金	131,003	1 新型コロナウイルス感染 症対策基金積立金 (健 康 課) 131,003
			24 積立金 ( 131,003)
			新型コロナウイルス感染症対策基 金積立金(積立元金) 131,003

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 環境基金費	200,103	335	200,438			74
						74

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
261				
261	24	積立金	335	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 335
				24 積立金 ( 335)
				環境基金積立金 (積立元金) 335

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 商工振興費	615,652	139,961	755,613	98,000		41,961
				98,000		41,961

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	11,961	1 商工振興に要する経費 (経 済 課) 139,961
	18 負担金補助及び交付金	128,000	12 委 託 料 ( 11,961) キャッシュレス決済ポイント還元 事業運営委託料 11,961 18 負担金補助及び交付金 ( 128,000) キャッシュレス決済ポイント還元 事業費負担金 128,000

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 交通安全対策費	168,125	26,706	194,831			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
26,706			
26,706	14 工事請負費	25,960	3 自転車対策に要する経費 (交通対策課) 26,706
	18 負担金補助及び交付金	746	14 工事請負費 ( 25,960) 武蔵小金井北第1自転車駐車場撤去工事 18 負担金補助及び交付金 ( 746) 民営自転車駐車場補助金 746

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	426,052	3,358	429,410	1,118		
				1,118		
7 みどりと公園基金費	1	297	298			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,240			
897	12 委託料	2,461	6 都市公園等の整備に要する経費 (環境政策課) 897
	14 工事請負費	897	14 工事請負費 (897) 上水公園トイレ撤去工事
1,343			7 美術の森緑地維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 2,461
			12 委託料 (2,461) 文化財由来作家屋外解説陶板作製委託料 2,461
297			
297	24 積立金	297	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 297
			24 積立金 (297) みどりと公園基金積立金 (積立元金) 297

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 教育施設整備基金費	26,109	737	26,846			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
737			
737	24 積立金	737	1 教育施設整備基金積立金 (庶務課) 737
			24 積立金 (737)
			教育施設整備基金積立金 (積立元 金) 737

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 少年自然の家費	42,851	2,997	45,848			2,997
						2,997

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	21 補償補填及び賠償金	2,997	1 少年自然の家維持管理に要する経費 (生涯学習課) 2,997 21 補償補填及び賠償金 (少年自然の家指定管理委託損失補償金) 2,997

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	102,369	328	102,697			



一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
328				
328	10 需用費 5 印刷製本費	9 9	8 東京2020オリンピック・パラリンピック推進に要する経費	(生涯学習課) 328
	11 役務費 6 その他の役務費	88 88	10 需用費 印刷製本費	( 9) 9
	18 負担金補助及び交付金	231	11 役務費 物品運搬料	( 88) 88
			18 負担金補助及び交付金 東京2020大会組織委員会リユース事業負担金	( 231) 231

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	104,468	5,106	109,574			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 5,106		千円	千円

## 給与費明細書

### 一般職

#### (1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,469	987,506	2,273,001	2,144,923	5,405,430	986,157	6,391,587	
補正前	(6) 1,468	987,117	2,273,001	2,144,923	5,405,041	986,157	6,391,198	
比 較	( ) 1	389			389		389	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員手当の内訳	区分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	補正前	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	比 較						
	区分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		13,749	183,849	716,255	487,755	2,144,923
	補正前		13,749	183,849	716,255	487,755	2,144,923
	比 較						

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書補正

(単位:千円)

追加	事項	限度額	令和2年度以降にわたるもの		令和3年度以降の		左の財源内訳							
			支出(見込)額		以降本額		特定財源		一般財源					
			期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	その他					
	学校給食調理委託料	43,977			令和3年度 ~令和4年度	43,977								43,977

令和3年度 基金現在高調べ

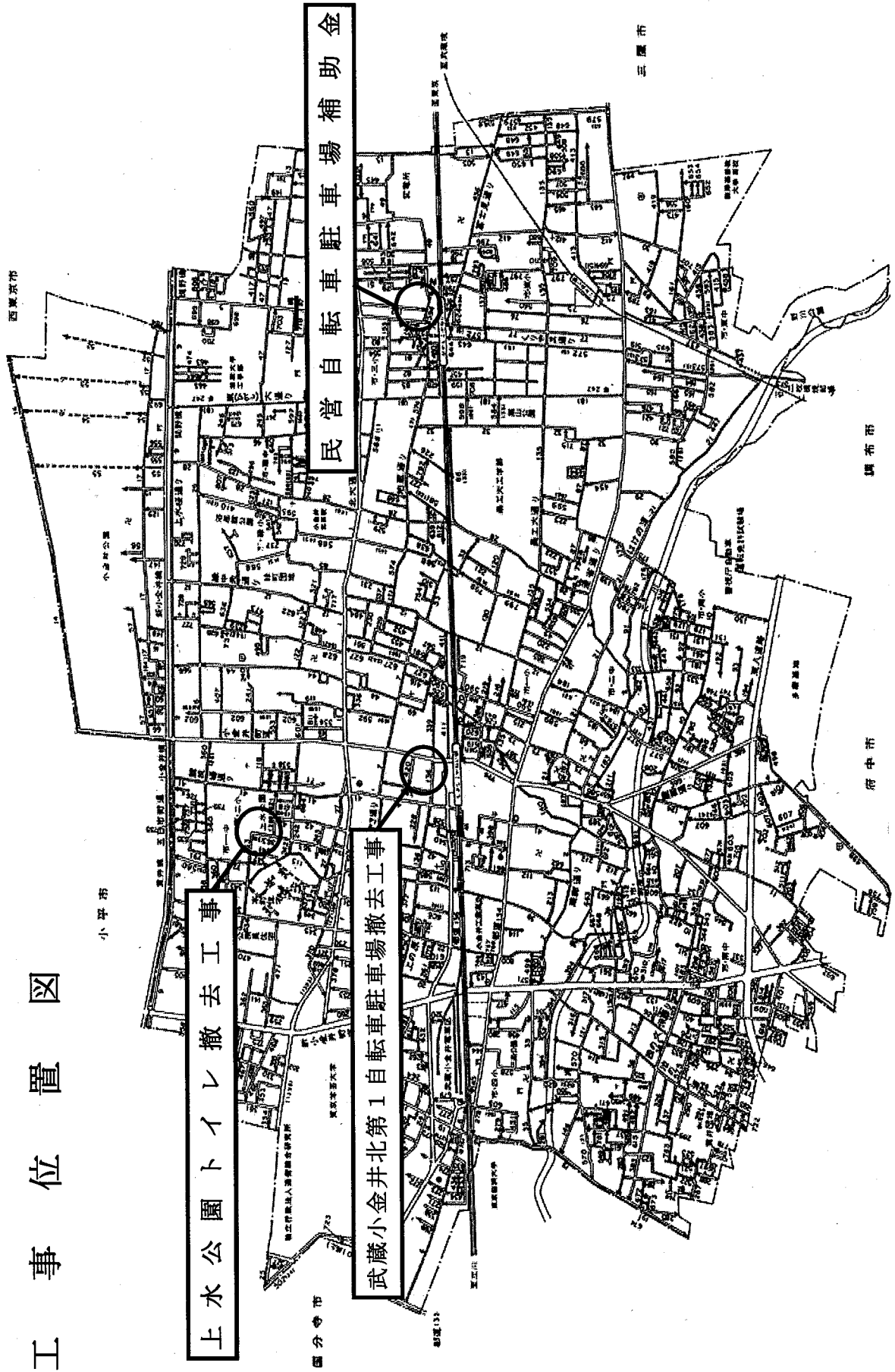
NO	基金名	区分	令和2年度末現在高		令和3年度算第7回		予算補正状況		補正額	後定額計取崩	令和3年度末高見込額	(F)=(A)+(D)-(E)
			(A)	(B)	7	10	補正額(C)	(D)				
1	財政調整基金	元金 利子 計	5,084,139	399 399		1,280,000	1,280,000	1,280,000	1,280,000 399 277補正 計	1,500,000 330,000 1,830,000	4,534,538	
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1					1 1		9,419	
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,679,071	273 273					273 273	178,320 17,897 196,217	2,483,127	
4	地域福祉基金	元金 利子 計	759,775	76 76	107,307	235	107,542	107,542	107,542 76 計	10,000 10,000	857,393	
5	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	138,587	50,000 50,001		131,003	131,003	131,003	181,003 1 277補正 計	49,000 163,407 212,407	107,184	
6	環境基金	元金 利子 計	1,068,901	200,000 103 200,103		335	335	335	200,335 103 5補正 計	220,600 57,470 278,070	991,269	
7	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1					1 1		3,030	
8	みどり公園基金	元金 利子 計	9,670	1 1		297	297	297	297 1 298		9,968	
9	市営住宅整備基金	元金 利子 計	59,914	3,500 6 3,506					3,500 6 3,506	2,350 2,350	61,070	
10	教育施設整備基金	元金 利子 計	63,468	26,100 9 26,109		737	737	737	26,837 9 26,846	39,000 39,000	51,314	
11	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1					1 1		66	
合	計	元金 利子 計	9,876,037	279,600 871 280,471	107,307 0 107,307	1,412,607 0 1,412,607	1,519,914 0 1,519,914	1,519,914 0 1,519,914	1,799,514 871 1,800,385	1,999,270 568,774 2,568,044	9,108,378	

普通交付税の算定結果比較

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和2年度	増減額	
基準財政収入額	市 町 村 民 税	8,484,065	8,903,857	△ 419,792	
	固 定 資 産 税	5,713,083	5,661,565	51,518	
	軽 自 動 車 税	48,321	47,012	1,309	
	軽自動車税環境性能割	1,976	1,787	189	
	市 町 村 た ば こ 税	415,001	380,678	34,323	
	利 子 割 交 付 金	26,735	33,772	△ 7,037	
	配 当 割 交 付 金	126,822	131,997	△ 5,175	
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	136,785	77,141	59,644	
	法 人 事 業 税 交 付 金	85,947	37,364	48,583	
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,316,352	2,292,059	24,293	
	市 町 村 交 付 金	112,102	113,905	△ 1,803	
	環 境 性 能 割 交 付 金	18,611	28,234	△ 9,623	
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	41,401	43,153	△ 1,752	
	自 動 車 重 量 譲 与 税	116,421	118,044	△ 1,623	
	森 林 環 境 譲 与 税	10,075	9,843	232	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,934	9,284	△ 350	
東日本大震災に係る特例加算額	32	94	△ 62		
地 方 特 例 交 付 金	95,292	93,161	2,131		
合 計	17,757,955	17,982,950	△ 224,995		
基準財政需要額	消 防 費	1,678,049	1,583,198	94,851	
	土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	163,940	158,784	5,156
		都 市 計 画 費	140,337	139,913	424
		公 園 費	82,071	80,533	1,538
		下 水 道 費	142,014	146,969	△ 4,955
		そ の 他 の 土 木 費	171,876	205,717	△ 33,841
	教 育 費	小 学 校 費	550,139	528,672	21,467
		中 学 校 費	224,113	212,288	11,825
		そ の 他 の 教 育 費	747,882	726,556	21,326
	厚 生 費	生 活 保 護 費	888,165	949,144	△ 60,979
		社 会 福 祉 費	3,104,752	2,827,736	277,016
		保 健 衛 生 費	1,052,087	986,738	65,349
		高 齢 者 保 健 福 祉 費	2,919,346	2,778,804	140,542
	産 業 経 済 費	清 掃 費	991,492	913,984	77,508
		農 業 行 政 費	24,951	26,752	△ 1,801
		林 野 水 産 行 政 費	11,629	12,000	△ 371
	総 務 費	商 工 行 政 費	175,317	160,142	15,175
		徴 税 費	235,042	232,404	2,638
		戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	175,664	174,305	1,359
		地 域 振 興 費	671,876	697,661	△ 25,785
	地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	435,370	378,387	56,983	
	人 口 減 少 等 特 別 対 策 事 業 費	416,381	393,761	22,620	
	地 域 社 会 再 生 事 業 費	53,916	51,843	2,073	
	地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	61,410	—	皆 増	
	公 債 費	補 正 予 算 債 償 還 費	3,649	3,660	△ 11
		財 源 対 策 債 償 還 費	24,023	24,765	△ 742
		減 税 補 て ん 債 償 還 費	109,912	139,186	△ 29,274
臨 時 財 政 対 策 債 償 還 費		865,619	891,466	△ 25,847	
東日本大震災全国緊急防止施策等		14,250	11,685	2,565	
公 害 防 止 事 業 債 償 還 費		28,075	31,755	△ 3,680	
定 額 費	人 口	2,259,670	2,065,779	193,891	
	面 積	18,346	18,087	259	
	臨 時 財 政 対 策 債 振 替 相 当 分	△ 538,781	0	△ 538,781	
合 計	17,902,582	17,552,674	349,908		
総 括	区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	
	基 準 財 政 収 入 額	17,757,955	17,982,950	△ 224,995	
	基 準 財 政 需 要 額	17,902,582	17,552,674	349,908	
	交 付 基 準 額	144,627	△ 430,276	574,903	
	調 整 額	12,346	0	12,346	
	交 付 額	132,281	0	132,281	

# 工事位置図





## 新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

## 【歳入】

(単位:千円)

担当課	予算科目	説明	補正額
健康課	15・1・2・1・2	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	105,473
	15・2・3・1・4	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	6,820
介護福祉課	16・2・2・1・18	新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業補助金	1,619
子育て支援課	16・2・2・2・7	子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金	2
健康課	16・2・3・1・4	とうきょうママパパ応援事業補助金	644
	16・2・3・1・8	新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金(医療分)	29,765
経済課	16・2・5・1・4	東京都生活応援事業事業費補助金	96,000
	16・2・5・1・5	東京都生活応援事業事務費補助金	2,000
健康課	19・1・7・1・1	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	65,508
合計			307,831

## 【歳出】

(単位:千円)

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額
コミュニティ文化課	2・1・10・5	市民交流センター指定管理委託損失補償金	7,346
介護福祉課	3・1・4・44	オンラインツール利用講習講師謝礼	210
		消耗品費	100
		回線使用料	172
		リモート会議システムライセンス使用料	82
		一般機器類(パーソナルコンピュータ)	983
		工作機器類(プロジェクター)	72
子育て支援課	3・2・1・11	育児支援ヘルパー派遣委託料	693
健康課	4・1・2・2	PCR検査受検者搬送委託料	10,406
		接触者外来等設備整備事業補助金	29,765
	4・1・3・5	里帰り等予防接種費助成金	2,751
	4・1・3・17(2)	新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料	105,473
		基本型接種施設協力金	6,820
4・1・6・1	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金(積立元金)	131,003	
経済課	7・1・2・1	キャッシュレス決済ポイント還元事業運営委託料	11,961
		キャッシュレス決済ポイント還元事業費負担金	128,000
生涯学習課	10・4・5・1	少年自然の家指定管理委託損失補償金	2,997
合計			438,834

市民交流センター指定管理委託損失補償金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民交流センターでは、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者の自粛によるキャンセルについて、令和 2 年度に小金井市民交流センター条例施行規則（平成 2 4 年規則第 5 号）を改正し、利用料金の全額返還を行った。指定管理者と協議の上、利用料金を全額返還したことによる指定管理者の減収分を補償する。

2 根拠等

小金井市民交流センターの管理に関する基本協定書（令和 2 年 3 月 3 1 日付け締結。以下「協定書」という。）第 3 7 条に基づき、指定管理者と協議を行った結果、指定管理者の減収分を補償する。以下協定書の抜粋であり、甲は市、乙は指定管理者である。

（不可抗力等によって発生した費用等の負担）

第 3 7 条 不可抗力又は著しい物価変動（以下「不可抗力等」という。）の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、乙に発生した損害・損失や増加費用について、乙と協議を行うものとする。

3 金額内訳

対象期間	利用料金の 返還額 (ア)	光水熱費 減少額 (イ)	補償額 (ア－イ) × 1/2
令和 2 年 6 月 1 9 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで	17,163 千円	2,472 千円	7,346 千円

※ 協議により、負担は市と指定管理者で等分とする。

介護予防・フレイル予防活動支援事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、従前のような対面による社会参加が困難な状況の中、活動機会の減少による高齢者の心身機能の低下を防ぐため、オンラインを活用し、介護予防を始めとした社会参加の方法の講習及び参加の機会を一体的に提供する事業を実施する。

2 実施内容

オンラインツールの利用法等の講習を実施した後、高齢者の通いの場に対し月に1回程度オンラインを活用した活動（体操・コミュニケーション等）を行うよう促すとともに、介護予防に関する健康教育・情報提供等を実施するなど、団体等に対して支援を図る。

3 予算額

(1) 歳入

新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業補助金

1,619千円

(2) 歳出

ア オンラインツール講習会講師謝礼	210千円
イ 消耗品費	100千円
ウ 回線使用料	172千円
エ リモート会議システムライセンス使用料	82千円
オ 備品購入費（一般機器類）	983千円
カ 備品購入費（工作機器類）	72千円

議案第 4 5 号資料 8

(仮称) 新福社会館管理運営計画策定事業概要

1 目的

(仮称) 小金井市新福社会館の管理運営の基本的な考え方、施設利用の申込み・貸出しに関する事項等、具体的な諸手続の規定を整備するために、(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画を策定する。

事業スケジュールの延伸に伴い、策定期間を令和 3 年度末まで延期し、令和 4 年 3 月を目途に策定する。

2 内容

(仮称) 小金井市新福社会館管理運営計画策定委員会を学識経験者 1 人、関係団体に属する者 5 人、公募市民 3 人の計 9 人で設置し、平成 3 1 年 3 月に策定した(仮称) 小金井市新福社会館管理運営基本方針を基に計画案の策定を行う。

計画策定後、令和 4 年度に計画内容を反映させた(仮称) 小金井市新福社会館条例を制定する。

3 補正予算額

- (1) (仮称) 新福社会館管理運営計画策定委員会委員謝礼 2 7 3 千円
- (2) (仮称) 新福社会館管理運営計画策定委員会手話通訳者謝礼 5 0 千円
- (3) (仮称) 新福社会館管理運営計画策定委員会保育士謝礼 1 8 千円
- (4) その他(消耗品費、郵便料、会議録作成委託料) 1 9 6 千円

4 スケジュール

令和 3 年度											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
← 計画案作成 →											
← 策定委員会 →											
← 市民説明会・パブリックコメント →											
											● 計画策定

ファーストバースデーサポート事業概要

1 目的

育児パッケージの配布を通じて、子育て支援の情報提供及び家庭状況の把握を行い、相談支援体制を強化する。

2 実施内容

1歳前後は、子どもの成長に合わせて急激な変化があり、子どもへの対応に悩み始める時期である一方、1歳児を対象とする法定の訪問事業又は健診がないため市の関わる機会が少ない。対象家庭にアンケートを送付し、子育て支援のニーズ等を把握することで、必要なサービスを案内するとともに、相談支援を実施する。あわせて、アンケートの返信があった家庭に対し、育児パッケージを配布する。

3 対象

令和3年4月1日以降に市内に在住する1歳を迎える子どもを育てる家庭

4 育児パッケージの内容

こども商品券（第1子：1万円分、第2子：2万円分、第3子以降：3万円分）

5 配布方法

子育て支援のニーズ等を把握するためのアンケートを対象家庭に送付し、返信があった家庭に対して、こども商品券を発送する。

6 予算額

(1) 歳入

とうきょうママパパ応援事業補助金 18,993千円

(2) 歳出

ア ファーストバースデーサポート事業記念品 16,925千円

イ その他（会計年度任用職員報酬、保健師等謝礼、消耗品費、印刷製本費、郵便料） 2,068千円

接触者外来等設備整備事業補助金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する接触者外来等を設置し、同感染症のまん延をできる限り防止する医療機関を支援するため、検査体制の維持及び感染対策の強化を目的とした物品購入等のための補助金を交付する。

2 補助対象者

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和 2 年 2 月 1 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来並びに「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された診療・検査医療機関及び感染症専用の外来部門のうち、検査体制の維持及び感染対策の強化を目的とした物品購入等を要望している市内医療機関

3 補助内容

補助対象	基準額	対象経費
HEPA フィルター付 空気清浄機（陰圧対応 可能なものに限る。）	1 施設当たり 905,000 円	使用料及び賃借料、 備品購入費、負担金 補助及び交付金
HEPA フィルター付 パーテーション	1 台当たり 205,000 円	
個人防護具	1 人当たり 3,600 円	
簡易ベッド	1 台当たり 51,400 円	
簡易診療室及び附帯す る備品	予算の範囲内で市長が 認める額	

4 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症区市町村緊急包括支援補助金（医療分）

29,765千円

(2) 歳出

接触者外来等設備整備事業補助金

29,765千円

5 交付方法

対象医療機関に周知の上申請を受け、交付する。

新型コロナウイルスワクチン接種事業概要

1 目的

12歳以上の市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、円滑なワクチン接種の実施に向けて事務を進める。

2 変更が生じる予算内容

(1) 新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料

区分	補正前	補正後
期間	令和3年4月から同年8月まで	令和3年4月から令和4年2月まで
数量	46,000人(92,000回)分	67,900人(135,800回)分
新規		休日加算2,450回分 ※令和3年4月から同年7月まで

(2) 基本型接種施設協力金

区分	補正前	補正後
補助内容	ディープフリーザー設置費、電気代相当費、ワクチン管理費、事務費	左の内容＋非常用電源設置費

3 予算額

(1) 歳入

ア 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

105,473千円

イ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

6,820千円

(2) 歳出

ア 新型コロナウイルスワクチン個別接種委託料

105,473千円

イ 基本型接種施設協力金

6,820千円



キャッシュレス決済ポイント還元事業概要

1 目的

コロナ禍における生活応援及び市内店舗の支援を目的とし、キャッシュレス決済によるポイント還元事業を行い、デジタルの力を活用した地域経済の活性化を図る。

2 実施期間

令和4年1月1日から同月31日まで（予定）

3 実施内容

期間内に対象店舗において指定のキャッシュレス決済をした利用者に対し、当該決済金額の30%のポイントを付与する。

4 還元ポイント付与上限

1決済当たり3,000円相当分、期間中10,000円相当分まで

5 対象店舗

市内店舗（大型店及び大手チェーン・フランチャイズ店を除く。中小企業基本法（昭和38年法律第154号）による。）

6 スケジュール（案）

令和3年10月 事業者選定（プロポーザル）

11月 店舗への働きかけ

12月 事業周知・広報

令和4年 1月 開始

7 予算額

(1) 歳入

ア 東京都生活応援事業事業費補助金	96,000千円
イ 東京都生活応援事業事務費補助金	2,000千円

(2) 歳出

ア	キャッシュレス決済ポイント還元事業運営業務委託料	11,961千円
イ	キャッシュレス決済ポイント還元事業負担金	128,000千円

武蔵小金井北第1自転車駐車場撤去工事概要

1 目的

武蔵小金井北第1自転車駐車場用地の借地返還の要請が出されたことに伴い、令和4年3月31日までに更地化し返還するため

2 内容

建築物の解体に伴う更地化工事

3 予算額

武蔵小金井北第1自転車駐車場撤去工事 25,960千円

4 スケジュール(案)

令和3年10月 撤去工事契約締結請求、請負事業者決定

自転車駐車場利用者へ周知開始

12月 自転車駐車場閉鎖

令和4年 1月 工事開始

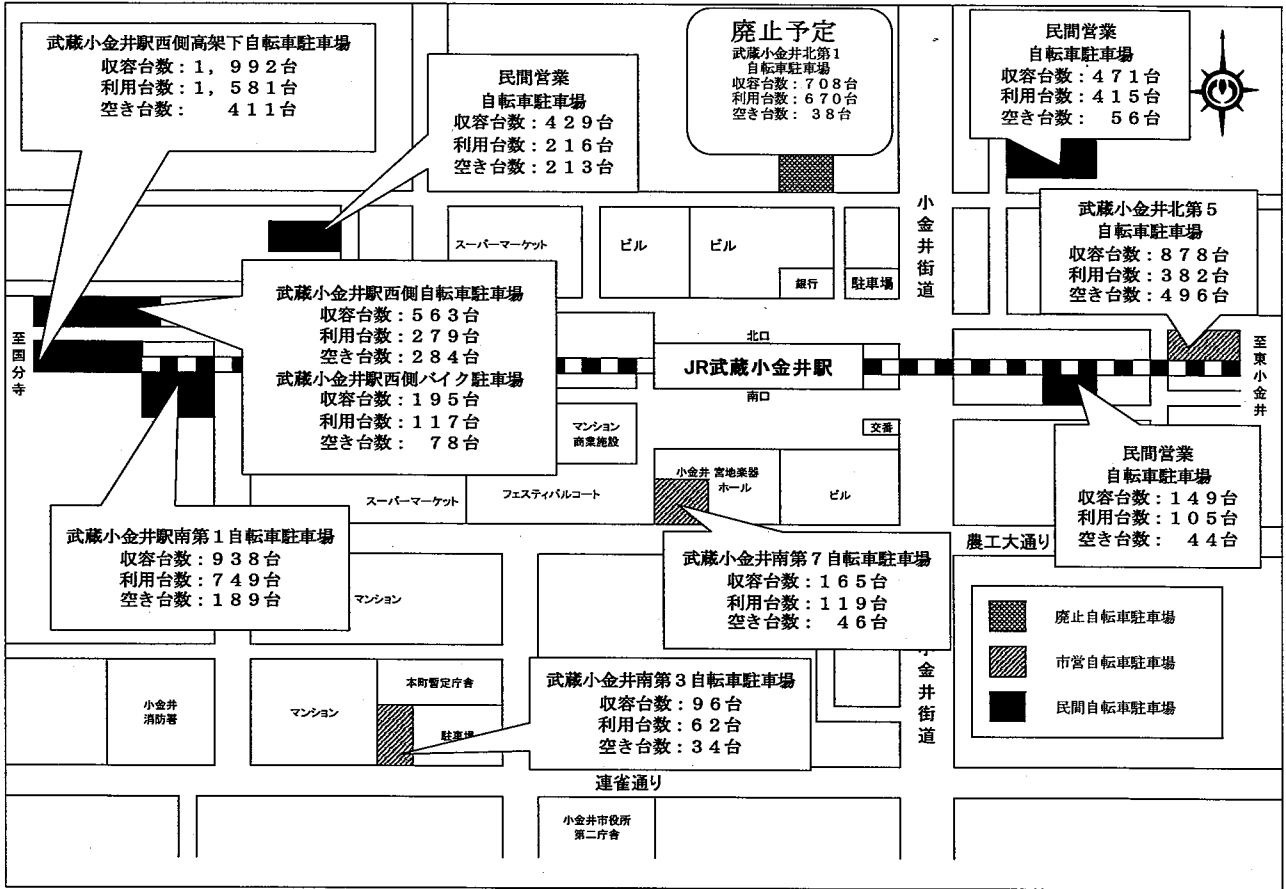
3月 工事完了、所有者へ返還

5 利用者への周知方法

(1) 自転車駐車場内に周知ポスター掲示

(2) 定期利用者に個別周知

## 6 武蔵小金井駅周辺における利用状況



※ 令和3年6月末現在の廃止自転車駐車場及びバイク駐車場を除く空き台数：

合計1,773台

※ 廃止に伴う代替対応としては、現状の空き状況から周辺の自転車駐車場を活用

少年自然の家指定管理委託損失補償金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令に伴う臨時休館及び感染拡大に伴う利用者の減少により、収入となる利用料、食料料等が大きく減少し、当初見込んでいた収入額よりも2千万円超の収入の減少となり、清里山荘が大幅な赤字となったことから、施設の安定した運営のため、指定管理者と協議の上、損失分を補償するものである。

なお、補償するに当たり、臨時休館で光熱水費、食材費等の支出が抑制された金額を控除した上での補償とする。また、当初の見込額の内、利益が見込まれていた金額については、補償の対象外とする。

2 根拠規定

小金井市立清里山荘の管理に関する基本協定書（平成31年3月29日付け締結。以下「協定書」という。）第34条に基づき補償する。以下協定書の抜粋であり、甲は市、乙は教育委員会、丙は指定管理者である。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第34条 不可抗力の発生に起因して丙に損害・損失や増加費用が発生した場合、丙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって乙に通知するものとする。

2 甲又は乙が、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で乙及び丙と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 補償額

利用料等の減少額 (ア) ※1	光熱水費等の減少額 (イ) ※2	損益見込額 (ウ)	補償額 (ア－イ)－ウ
21,753,850円	18,702,488円	55,000円	2,996,362円

※1 収入予定額69,908,000円－収入実績額48,154,150円

※2 支出予定額69,853,000円－支出実績額51,150,512円

5 休館期間等について

(1) 臨時休館期間

令和2年4月 8日(水)から同年6月18日(木)まで 72日間

令和3年1月12日(火)から同年3月21日(日)まで 69日間

(2) 利用者数

2,143人(前年度比 △5,040人)

小学校給食調理委託概要

1 概要

小学校給食調理業務について、直営校4校のうち、小金井第三小学校を令和4年4月から新たに民間委託し、小金井第三小学校の委託状況の検証を経た上で、小金井第一小学校を令和6年4月から民間委託する。

2 小学校給食調理の運営に係る説明会の実施状況

(1) 開催日時、場所及び参加人数

日 時	場 所	参加人数
令和3年7月21日(水) 午後7時から午後8時20分まで	小金井第三小学校 体育館	23人
令和3年7月22日(木・祝) 午前10時から正午まで	萌え木ホール	19人
令和3年7月26日(月) 午後7時から午後7時45分まで	小金井第一小学校 体育館	16人

合計58人

(2) 周知方法

ア 広報媒体の活用等

市報(7月15日号)、ホームページに説明会開催のお知らせを掲載

イ お知らせの配布

教育委員会から市内小学校を通じて、保護者宛てに説明会開催のお知らせを配布

(3) 配布資料

ア 小学校給食調理の運営に係る説明会次第

イ 小学校給食調理業務の更なる委託について(P68~P71)

ウ 小金井市学校給食の指針

エ 第3次明日の小金井教育プラン概要版

オ 学校給食調理業務について

3 予算額(債務負担行為)

学校給食調理委託料

(期間:令和3年度~令和4年度)

限度額43,977千円

## 小学校給食調理業務の更なる委託について

### 1 小金井市立小・中学校の給食調理業務民間委託の経過

市では、中学校給食調理業務について、平成18年度から民間業者への委託を開始し、平成20年度に全5校が委託校となりました。

さらに、平成22年度から小学校給食調理業務の在り方と経営方法について検討を開始し、平成25年9月から小学校9校中5校の給食調理業務を民間委託することとしました。これは、「第3次行財政改革大綱」、「小金井市学校給食の指針」とともに、「学校給食検討委員会の答申」を踏まえて決定したものです。

小学校給食調理業務を委託後、市では、児童へのアンケート調査や試食会での感想などから、小金井の給食の伝統である「安全でおいしく温かい給食」が守られていることを確認しました。また、栄養教諭・栄養士及び調理員による学校給食調理業務の検証を、給食内容、衛生管理、安全衛生、調理現場の管理体制、教育現場との連携の視点で毎年続けていますが、給食内容では味付け、食材の切り方・大きさ、適温などの項目で、委託校、直営校ともに、ほとんどの献立品目で「よい」という評価を得ており、委託校、直営校で差はない結果となっています。

現在、全ての中学校及び5校の小学校の給食調理業務を民間委託していますが、小金井市の給食が目指す「安全でおいしく温かい給食」が継承されております。その上で、一定の財政効果を上げることができており、児童・生徒の教育充実に向けて貢献できています。

### 2 教育行政の新たな需要と国の方針の変化への対応

小金井市の教育行政においては、学校施設の計画的改築・トイレの洋式化の推進、教育ICT環境の継続的な整備、(仮称)小金井市教育支援センターの設置など、多くのことが課題となっています。限りある財源の中から、これらの事業を実施していくためには、教育委員会においても教育にかかる経費の見直しや工夫により、財政効果を上げることができる施策を推進していかなければなりません。

また、国は、地方交付税制度において平成28年度から「学校給食に要する経費について、トップランナー方式を導入し、民間委託等を前提として、給与費から委託料等に振り替えた」ことにより、地方交付税の算定に用いる費用から直営校の人件費を含まないこととしました。つまり、国は学校給食について、直営から民間委託へと大きく方針を変えたこととなります。

このような状況を踏まえて、限られた財源の中でも小金井市の学校給食の質を維持・発展させるため、今回新たに小学校の直営校4校についても民間委託を進めるために検討を重ね、令和4年4月から1校を、令和6年4月からもう1校を民間委託することとしました。



### 3 小金井市における給食の提供方式

市区町村によって給食の提供方式は様々です。小金井市では自校調理方式により「安全でおいしく温かい給食」を提供しています。

#### 給食提供方式の一例

区 分	調理業務	栄養士業務	
センター方式	委託	委託	
	委託	直営	
	直営	直営	
自校調理方式 ※学校敷地内に給食調理設備があり、 自校で調理する。	委託	委託	
	委託	直営 (1校に1人配置)	直営 (複数校に1人配置)
	直営	直営 (1校に1人配置)	直営 (複数校に1人配置)

※その他

○親子方式

自校分の調理に加え他校分の給食を提供する学校を「親」とし、提供を受ける学校を「子」とする方式

○弁当併用外注方式

※  内が、小金井市で採用している方式

#### 多摩26市の提供方式

区 分	小学校	中学校
自校調理方式のみ	12市 (親子方式1市を含む。)	9市 (親子方式2市を含む。) (弁当併用2市を含む。)
自校調理方式・ センター方式併用	5市 (親子方式1市を含む。)	1市
センター方式のみ	9市	16市

### 4 今後の経営方法

限られた財源の中でも、小金井市の学校給食の伝統を継承し、充実させるためには、全ての児童・生徒に、直営・委託の給食調理形態の区別なく、「安全でおいしく温かい給食」を提供するための仕組みを維持・構築するとともに、給食調理業務の民間委託によって生み出された財政効果を児童・生徒の教育推進のために活用していきます。

#### (1) 給食調理業務の自校調理方式の堅持

給食調理方式は「センター方式」等を採用することなく、小金井市の特色である「自校調理方式」を堅持し、「安全でおいしく温かい給食」を提供します。

#### (2) 各学校1人の栄養教諭・栄養士の配置

給食の質の検証で確認されていますが、「安全でおいしく温かい給食」を提供できている要因の一つである直営校で培ってきた調理の伝統が、委託校においても継承されてきました。これは、栄養教諭・栄養士が常に学校に在籍している利点を生かし、調理員と細やかなコミュニケーションを図っていることが大きく寄与しています。

また、栄養教諭・栄養士は、各学校の食育リーダーとも、常日頃から食育に関して研究を進め、学校の特色にあった食育の視点を踏まえた給食を提供しています。

栄養教諭・栄養士は、調理員及び食育リーダーと相互の立場を尊重した連携を図ることが重要と考えています。今後も密接な連携を図るため、各学校1人の栄養教諭・栄養士の配置を継続します。

また、全ての栄養教諭・栄養士が参加する栄養士会を通じて、献立の共有など、研究及び情報交換を行い、給食の質の維持・向上に努めます。

### (3) 第三者機関の設置

学校給食調理業務の民間委託を進めていく中、第三者による給食の質の評価、改善の勧告などを適切に行う機関を設置します。

第三者機関の設置においては、給食調理に高度な知識をもった専門家の参加を検討します。また、役割や権限については、「小金井みんなの給食委員会」の委員の意向を伺い、市民とともに目指す「指針の推進」、「見守り支援」が実践できるよう検討します。

## 5 今後の小金井市の学校給食が目指す姿

前述の仕組みを維持・構築することにより、給食そのものばかりでなく教育行政の向上・発展を図ります。

### (1) 「安全でおいしく温かい給食」の発展と豊かな学校生活の実現を目指します。

#### ① 生産者の見える給食の実現

- ・ 地場産野菜の活用の促進

#### ② 子どもの思いを取り入れた給食の実現

リクエスト給食、選択給食の実施

#### ③ 日本の季節、伝統的な食文化、世界の料理を知ることができる給食の実現

季節給食、郷土料理、世界の料理の実施

#### ④ 保護者との連携

栄養教諭・栄養士と保護者との交流（クッキング教室等）、給食試食会の開催

### (2) 行財政改革の成果（民間委託により生み出された財源）は、全て子どもたちに還元し、教育の更なる充実を目指します。

#### ① 学校給食施設・設備の改善

エアコンなど調理室の環境を改善する施設の整備を推進するとともに、おいしい給食がより効率的に提供できるように定期的な調理機器の入替えを推進します。

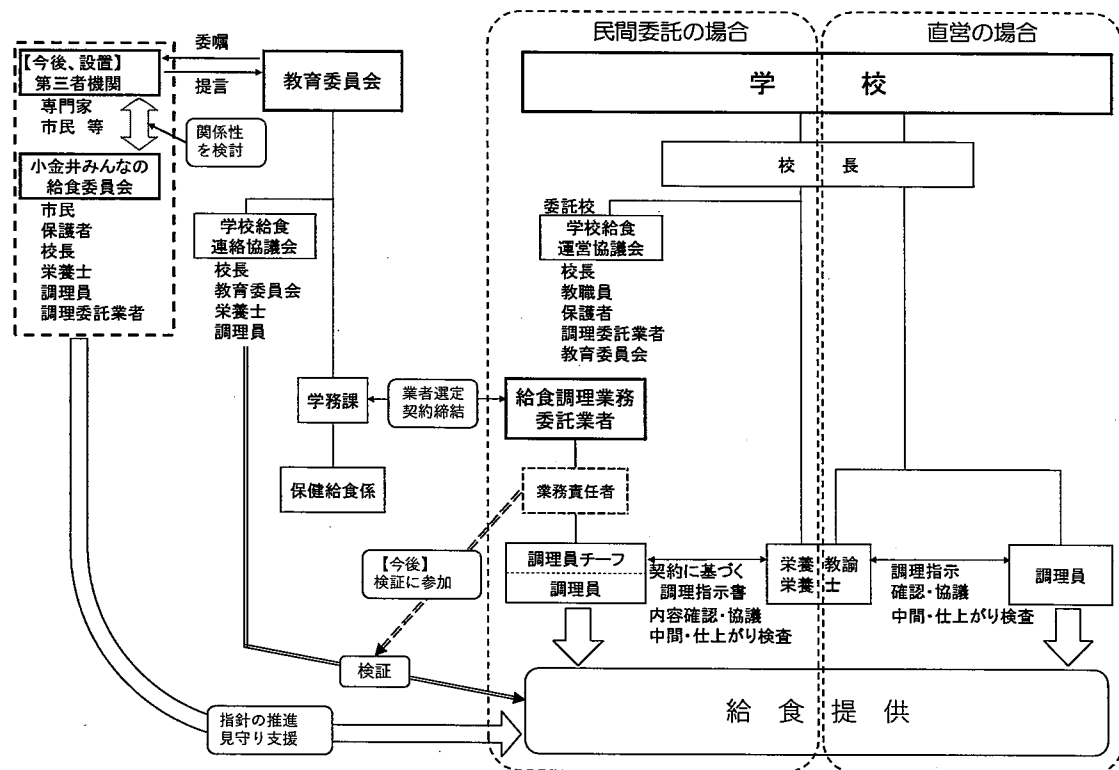
#### ② 「明日の小金井教育プラン」の推進

「明日の小金井教育プラン」（別紙「第3次 明日の小金井教育プラン」参照）の実現に向けて生み出された財源を活用します。

### (3) 次に掲げる①・②などが児童・生徒に身に付くよう、「食育」の更なる推進を目指します。

- ① 発達段階に応じた栄養のとり方を学び、自ら管理する能力を身に付ける。
- ② 食物の生産等に関わる人々への理解を深め、感謝する心を育む。
- (4) 第三者機関による検証と指導・勧告などを通じて、給食の質の向上・発展を目指します。
  - ① 小金井市学校給食の指針である「安全でおいしく温かい給食」の遵守
  - ② より充実した給食実現に向けた知識の習得と情報発信

## 6 現在の組織体系



## 7 今後の委託化の推進

直営校4校のうち、2校について給食調理業務の委託化を行います。

- (直営校) 三小 : 令和4年4月から委託
- 一小 : 令和6年4月から委託 (三小委託の検証後)

## 8 三小の調理業務委託化における委託業者の選定スケジュール (予定)

- 令和3年10月上旬 プロポーザル実施公表
- 令和3年11月中旬 一次審査結果 (書類審査)
- 令和3年11月下旬 二次審査 (プレゼンテーション) ※公開により実施予定
- 令和3年12月上旬 結果発表
- 令和4年 1月上旬~3月下旬 業者打合せ、引継ぎ
- 令和4年 4月 委託業者の調理による給食提供開始

議案第46号

令和3年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算

(第2回)

令和3年度小金井市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）

令和3年度小金井市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ126,133千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,235,551千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 都 支 出 金		千円 6,538,460	千円 5,194	千円 6,543,654
	1 都 補 助 金	6,538,460	5,194	6,543,654
7 繰 越 金		1	120,939	120,940
	1 繰 越 金	1	120,939	120,940
歳 入 合 計		10,109,418	126,133	10,235,551

### 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		千円 3,387,280	千円 △27,194	千円 3,360,086
	1 医 療 給 付 費 分	2,288,734	△50,180	2,238,554
	2 後期高齢者支援金等分	780,659	16,600	797,259
	3 介 護 納 付 金 分	317,887	6,386	324,273
5 基 金 積 立 金		18	12,095	12,113
	1 基 金 積 立 金	18	12,095	12,113
7 諸 支 出 金		25,911	5,194	31,105
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911	5,194	31,105
8 予 備 費		20,000	136,038	156,038
	1 予 備 費	20,000	136,038	156,038
歳 出 合 計		10,109,418	126,133	10,235,551

議案第46号資料

令和3年度

小金井市

国民健康保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第2回)





1 総括  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4都支出金		千円 6,538,460	千円 5,194	千円 6,543,654
	1都補助金	6,538,460	5,194	6,543,654
7繰越金		1	120,939	120,940
	1繰越金	1	120,939	120,940
歳入合計		10,109,418	126,133	10,235,551

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業 費 納 付 金		千円 3,387,280	千円 △27,194	千円 3,360,086
	1 医 療 給 付 費 分	2,288,734	△50,180	2,238,554
	2 後期高齢者支援金等分	780,659	16,600	797,259
	3 介 護 納 付 金 分	317,887	6,386	324,273
5 基 金 積 立 金		18	12,095	12,113
	1 基 金 積 立 金	18	12,095	12,113
7 諸 支 出 金		25,911	5,194	31,105
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	25,911	5,194	31,105
8 予 備 費		20,000	136,038	156,038
	1 予 備 費	20,000	136,038	156,038
歳 出 合 計		10,109,418	126,133	10,235,551

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△27,194
			△50,180
			16,600
			6,386
			12,095
			12,095
5,194			
5,194			
			136,038
			136,038
5,194			120,939

2 歳入

款 4 都支出金

項 1 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 保険給付費 等交付金	千円 6,444,460	千円 5,194	千円 6,449,654	2 特別交付金	千円 5,194

款 7 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 120,939	千円 120,940	1 前年度繰越金	千円 120,939

説	明	千円
2 特別調整交付金（市町村分） （国民健康保険法第75条の2）	（保 険 年 金 課）	5,194

説	明	千円
1 前年度繰越金	（保 険 年 金 課）	120,939

3 歳 出

款 3 国民健康保険事業費納付金

項 1 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者医療 給付費分	2,288,734	△ 50,180	2,238,554			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 50,180			
△ 50,180	18 負担金補助及び交付金	△ 50,180	1 医療給付費分に要する経費 (保険年金課) △ 50,180 18 負担金補助及び交付金 (△ 50,180) 一般被保険者医療給付費分 △ 50,180

款 3 国民健康保険事業費納付金

項 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者後期 高齢者支援金等分	780,659	16,600	797,259			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
16,600			
16,600	18 負担金補助及び交付金	16,600	1 後期高齢者支援金等分に 要する経費 (保険年金課) 16,600 18 負担金補助及び交付金 ( 16,600) 一般被保険者後期高齢者支援金等 分 16,600

款 3 国民健康保険事業費納付金

項 3 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護納付金分	317,887	6,386	324,273			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,386			
6,386	18 負担金補助及び交付金	6,386	1 介護納付金分に要する経費 (保険年金課) 6,386 18 負担金補助及び交付金 ( 6,386) 介護納付金分 6,386

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 基金積立金	18	12,095	12,113			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
12,095			
12,095	24 積立金	12,095	1 国民健康保険事業運営基金積立金 (保険年金課) 12,095 24 積立金 ( 12,095) 国民健康保険事業運営基金積立金 (積立元金) 12,095

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般被保険者保険 税還付金	25,000	5,194	30,194	5,194		
				5,194		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	22 償還金利息及び割引料	5,194	1 保険税等の還付に要する 経費 (納 税 課) 5,194
			22 償還金利息及び割引料 ( 5,194) 一般被保険者に係る保険税等還付 金 5,194

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	20,000	136,038	156,038			



一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 136,038		千円	千円

議案第47号

令和3年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算

(第1回)

## 令和3年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和3年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43,773千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,642,598千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 入 金		千円 1,462,878	千円 2,484	千円 1,465,362
	1 一般会計繰入金	1,443,000	2,484	1,445,484
9 繰 越 金		1	41,289	41,290
	1 繰 越 金	1	41,289	41,290
歳 入 合 計		8,598,825	43,773	8,642,598

### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		千円 41	千円 3,040	千円 3,081
	1 基金積立金	41	3,040	3,081
7 諸 支 出 金		8,100	32,649	40,749
	1 償還金及び還付金	8,100	32,649	40,749
8 予 備 費		2,050	8,084	10,134
	1 予 備 費	2,050	8,084	10,134
歳 出 合 計		8,598,825	43,773	8,642,598

議案第 47 号資料

令 和 3 年 度

小 金 井 市

介 護 保 險 特 別 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

( 第 1 回 )



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8繰入金		千円 1,462,878	千円 2,484	千円 1,465,362
	1一般会計繰入金	1,443,000	2,484	1,445,484
9繰越金		1	41,289	41,290
	1繰越金	1	41,289	41,290
歳入合計		8,598,825	43,773	8,642,598

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5基金積立金		千円 41	千円 3,040	千円 3,081
	1基金積立金	41	3,040	3,081
7諸支出金		8,100	32,649	40,749
	1償還金及び還付金	8,100	32,649	40,749
8予備費		2,050	8,084	10,134
	1予備費	2,050	8,084	10,134
歳出合計		8,598,825	43,773	8,642,598



補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
			3,040
			3,040
			32,649
			32,649
			8,084
			8,084
			43,773

2 歳 入

款 8 繰 入 金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 低所得者保 険料軽減繰 入金	千円 89,956	千円 2,484	千円 92,440	2 過年度分	千円 2,484

款 9 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 41,289	千円 41,290	1 前年度繰越金	千円 41,289

説	明	
		千円
1 過年度分 (介護保険法第124条の2第1項)	(介護福祉課)	2,484

説	明	
		千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	41,289

3 歳 出

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	41	3,040	3,081			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,040			
3,040	24 積立金	3,040	1 介護給付費準備基金積立 金 (介護福祉課) 3,040
			24 積立金 ( 3,040) 介護給付費準備基金積立金 (積立 元金) 3,040

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	8,089	△ 983	7,106			
3 償 還 金	1	33,632	33,633			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 983				
△ 983	22 償還金利子及び割引料	△ 983	1 保険料等の還付に要する 経費	(介護福祉課) △ 983
			22 償還金利子及び割引料 第1号被保険者保険料還付金	(△ 983) △ 983
33,632				
33,632	22 償還金利子及び割引料	33,632	1 交付金等の返還金	(介護福祉課) 33,632
			22 償還金利子及び割引料	( 33,632)
			令和2年度介護給付費国庫負担金 返還金	20,254
			令和2年度介護給付費支払基金返 還金	363
			令和2年度介護給付費都負担金返 還金	5,298
			令和2年度地域支援事業費国庫補 助金返還金	2,994
			令和2年度地域支援事業費支払基 金返還金	2,891
			令和2年度地域支援事業費都補助 金返還金	1,765
			令和2年度介護保険事業費補助金 返還金	67

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,050	8,084	10,134			



一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 8,084		千円	千円

議案第48号

令和3年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第1回)

令和3年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和3年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ47,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,771,357千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 1,133,473	千円 14,164	千円 1,147,637
	1 他会計繰入金	1,133,473	14,164	1,147,637
4 繰越金		1	33,188	33,189
	1 繰越金	1	33,188	33,189
歳入合計		2,724,005	47,352	2,771,357

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,597,565	千円 19,125	千円 2,616,690
	1 広域連合納付金	2,597,565	19,125	2,616,690
5 諸支出金		6,047	28,227	34,274
	1 償還金及び還付加算金	5,010	28,003	33,013
	2 繰出金	1,037	224	1,261
歳出合計		2,724,005	47,352	2,771,357

議案第48号資料

令和3年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)



1 総括  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3繰入金		千円 1,133,473	千円 14,164	千円 1,147,637
	1他会計繰入金	1,133,473	14,164	1,147,637
4繰越金		1	33,188	33,189
	1繰越金	1	33,188	33,189
歳入合計		2,724,005	47,352	2,771,357

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,597,565	千円 19,125	千円 2,616,690
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,597,565	19,125	2,616,690
5 諸 支 出 金		6,047	28,227	34,274
	1 償還金及び還付加算金	5,010	28,003	33,013
	2 繰 出 金	1,037	224	1,261
歳 出 合 計		2,724,005	47,352	2,771,357



補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		14,164	4,961
		14,164	4,961
			28,227
			28,003
			224
		14,164	33,188

2 歳入

款 3 繰入金

項 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 1,133,473	千円 14,164	千円 1,147,637	2 保険基盤安定繰入金	千円 14,164

款 4 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 33,188	千円 33,189	1 前年度繰越金	千円 33,188

説	明	千円
1 保険基盤安定繰入金	(保険年金課)	14,164

説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	33,188

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,597,565	19,125	2,616,690			14,164
						14,164

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,961			
4,961	18 負担金補助及び交付金	19,125	1 広域連合分賦金に要する 経費 (保 険 年 金 課) 19,125
			18 負担金補助及び交付金 ( 19,125) 保険基盤安定負担金 14,164 保険料等負担金 (過年度分) 4,961

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	5,010	28,003	33,013			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
28,003			
28,003	22 償還金利子及び割引料	28,003	1 償還金及び還付加算金 (保 険 年 金 課) 28,003
			22 償還金利子及び割引料 ( 28,003)
			償還金及び還付加算金 27,953
			令和2年度葬祭費受託事業収入返還金 50

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	1,037	224	1,261			



一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
224			
224	27 繰出金	224	1 一般会計繰出金 (保険年金課) 224
			27 繰 出 金 ( 224)
			一般会計繰出金 224

議案第49号

教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会教育長の任命に関し同意を求める。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

教育委員会教育長大熊雅士が令和3年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会教育長に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大 熊 雅 士

年 齢 64歳

職 業 地方公務員

議案第49号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市  
氏 名 おお くま まさ し  
年 齢 64歳  
職 業 地方公務員

学 歴

昭和57年3月 青山学院大学第二文学部卒業

職 歴

昭和57年4月 世田谷区立池之上小学校教諭  
平成元年4月 板橋区立板橋第四小学校教諭  
平成8年4月 東京都立教育研究所電話相談員  
平成9年4月 小金井市教育委員会指導主事  
平成14年4月 江戸川区教育委員会指導主事  
平成16年4月 東京都教職員研修センター経営研修課統括指導主事  
平成17年4月 東京都教職員研修センター専門研修課統括指導主事  
平成18年4月 葛飾区立住吉小学校副校長  
平成19年4月 東京学芸大学附属世田谷小学校教諭  
平成20年4月 東京学芸大学教職大学院特命教授  
平成26年4月 特定非営利活動法人元気プログラム作成委員会副理事長、カ  
ウンセリング研修センター・学舎ブレイブ室長  
平成30年4月 小金井市教育委員会教育長となり、現在に至る。

そ の 他

昭和62年4月 東京都教育委員会教育研究員副世話人となり、昭和63年3

- 月まで在任
- 平成元年4月 文部省研究校研究推進副委員長となり、平成3年3月まで在任
- 平成2年4月 東京都教育委員会教育開発委員副世話人となり、平成3年3月まで在任
- 平成3年4月 東京都教育課程推進校研究推進副委員長となり、平成5年3月まで在任
- 平成4年4月 文部省「教育課程一般 指導資料 新しい学力観に立つ教育課程の創造と展開」協力員となり、平成5年3月まで在任
- 平成5年4月 東京都人権尊重教育推進校研究推進委員長となり、平成8年3月まで在任
- 平成6年4月 東京都基礎研究員（特別活動）となり、平成7年3月まで在任
- 平成7年4月 東京都進路指導資料作成委員となり、平成8年3月まで在任
- 平成11年4月 東京都薬物乱用防止高校生会議運営委員となり、平成12年3月まで在任
- 平成13年4月 文部科学省「不登校対策資料」協力者となり、平成15年3月まで在任
- 平成16年4月 文部科学省「ITを活用した不登校対策について調査研究」協力者となり、平成17年3月まで在任
- 平成26年4月 埼玉県富士見市いじめのない学校づくり委員会副委員長となり、平成30年3月まで在任

賞

罰

なし

議案第50号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

令和3年度税制改正の大綱における納税環境整備として、税務関係書類上の押印義務の見直しを行うこと等に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略 (書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 } 省略</p> <p>4 } 省略</p> <p>5 } 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 省略</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査の申出をすることを代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略 (書面審理)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3 } 省略</p> <p>4 } 省略</p> <p>5 } 省略 (口頭審理)</p> <p>第8条 省略</p>



<p>2 } 省略  3 }  4 }  5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略  2 }  (3) }</p> <p>6 } 省略  7 }  8 }</p>	<p>2 } 省略  3 }  4 }  5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) } 省略  2 }  (3) }</p> <p>6 } 省略  7 }  8 }</p> <p>付 則  この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>押印の廃止</p>
---	---	--------------

議案第51号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次に、「行う者」を「行う施設」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 } 省略</p> <p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>内閣府令の改正に伴う規定の整備</p>
	<p>(2) 省略</p> <p>5 前項(同項第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>	<p>同上</p>

6 } 省略  
9 }

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 } 省略  
9 }

議案第52号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙  
のように改正する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、  
規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号において同じ。）又は」を「以下この条において同じ。）  
又は」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第  
5項中「、次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保育所等との連携)                      第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。                      (1) 省略                      (2) 省略                      (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けて</p>	<p>(保育所等との連携)                      第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。                      (1) 省略                      (2) 省略                      (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けて</p>	<p>省令の改正に伴う規定の整備</p>



いた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 } 省略  
3 )  
4 }

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

いた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 } 省略  
3 )  
4 }

5 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 省略

同上

省令の改正に伴う規定の整備

議案第53号

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例（昭和47年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条による改正前の」及び「並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を削り、同項第3号中「第1号」を「前2号」に改め、同項第4号中「第1号」を「前3号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項ただし書中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の規定は、令和4年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。



ない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。）の学童の育成料は、無料とする。

(2) 省略

- (3) 前2号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額5,000円とする。
- (4) 前3号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額7,000円とする。

規定の整備

- (3) 第1号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額5,000円とする。
- (4) 第1号に該当する世帯を除き、前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である世帯の学童1人当たりの育成料は、月額7,000円とする。

2 前項第2号から第4号までに規定する課税標準額の算定に当たつては、保護者又は当該保護者と同じの世帯に属する者が、地方税法等の一部を改正する法律第1条による改正前の地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と

地方税法の改正に伴う寡婦とみなした未婚のひとり親の課税標準額の算定に係る規定の削除

あるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）を控除するものとする。

3 育成料のほか、前条第2項の規定による延長保育を利用した学童の育成に要する費用（以下「延長育成料」という。）は、学童1人当たり月額2,000円とする。ただし、第1項第1号に該当する世帯の学童の延長育成料は、無料とする。

2 育成料のほか、前条第2項の規定による延長保育を利用した学童の育成に要する費用（以下「延長育成料」という。）は、学童1人当たり月額2,000円とする。ただし、前項第1号に該当する世帯の学童の延長育成料は、無料とする。

付 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市学童保育所条例の規定は、令和4年4月以後の月分の育成料及び延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の育成料及び延長育成料については、なお従前の例による。

項の繰上げ  
及び規定の  
整備

議案第54号

小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う道路構造令の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「部分は」を「部分を」に改め、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

### (3) 自転車通行帯

第4条第5項中「車道の」を「車道（自転車通行帯を除く。）の」に改める。

第5条第7項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第6条第2項中「副道」を「副道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

#### （自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「第4種の道路」を「第4種（第3級及び第4級を除く。次項にお



いて同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改め、同条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第10条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第11条第1項中「自転車道」を「自転車道もしくは自転車通行帯」に改める。

第28条第4項中「第41条」を「第42条第1項」に改める。

第30条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加え、「確保」を「確認」に改める。

第37条中「第41条」を「第42条第1項」に改める。

第38条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

第39条第3項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条第5項中「(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)」を削り、「第41条」を「第42条第1項」に、「並びに第35条第2項及び第3項の規定」を「及び第35条第2項から第4項までの規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条の規定を除く。)」に改める。

第40条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条第4項中「第41条」を「第42条第1項」に、「並びに第35条第2項及び第3項」を「及び第35条第2項から第4項まで」に改める。

第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(円滑化促進法第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、別表で定める基準に適合する構造とするものとする。

別表中「第42条」の次に「、第43条」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第4号、円滑化促進法第2条、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「政令」という。)第2条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)第2条において定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(次の各号に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) <u>自転車通行帯</u> (4) } 省略 (5) } (6) } (7) } (8)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第4号、円滑化促進法第2条、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「政令」という。)第2条及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)第2条において定めるところによる。</p> <p>(車線等)</p> <p>第4条 車道(次の各号に掲げる部分は除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) } 省略 (4) } (5) } (6) } (7)</p>	<p>省令の改正に伴う規定の整備</p> <p>規定の整備、車道から除く部分の追加及び号の繰下げ</p>

2 } 省略  
4 }

5 第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第3条の規定により車道に狭窄部を設ける場合には、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第5条 } 省略  
2 }  
6 }

7 分離帯に路上施設を設ける場合には、当該中央帯の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

第6条 省略

2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場

2 } 省略  
4 }

5 第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第31条の規定により車道に狭窄部を設ける場合には、3メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第5条 } 省略  
2 }  
6 }

7 分離帯に路上施設を設ける場合には、当該中央帯の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

（副道）

第6条 省略

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

車道から除く部分の追加

政令の改正に伴う規定の整備

同上

自転車通行帯に係る規定の追加

合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができ。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第4種（第3級及び第4級を除く。次項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 省略

自転車通行帯に係る規定の追加

同上

同上

政令の改正に伴う規定の整備

同上

（自転車道）

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量又は自動車及び歩行者の交通量が多い第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 省略

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 省略  
(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 } 省略  
4

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道もしくは自転車通行帯を設ける第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 } 省略  
5

(立体交差)

第28条 } 省略  
2 }  
3 }

4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第22

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 省略  
(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 } 省略  
4

(歩道)

第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 } 省略  
5

(立体交差)

第28条 } 省略  
2 }  
3 }

4 連結路については、第4条から第7条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第22

政令の改正に伴う規定の整備

同上

同上

条及び第25条並びに政令第42条第1項において準用する政令第12条の規定は、適用しない。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）及び他の車両又は歩行者を確保するための鏡を設けるものとする。

(附帯工事等の特例)

第37条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第30条及び第34条を除く。）並びに政令第42条第1項において準用する政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していない

条及び第25条並びに政令第41条において準用する政令第12条の規定は、適用しない。

(交通安全施設)

第30条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設、駒止、道路標識、道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）及び他の車両又は歩行者を確保するための鏡を設けるものとする。

(附帯工事等の特例)

第37条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定（第7条、第14条、第15条、第24条、第26条、第30条及び第34条を除く。）並びに政令第41条において準用する政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないこれらの規定に

政令の改正に伴う規定の整備

同上

同上

同上

ためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないことと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等から第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないことと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 省略

2 省略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるとする。

4 省略

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項並びに政令第42条第1項において準用する政令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第12条の規定を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第40条 省略

よる基準をそのまま適用することが適当でないことと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等から第4条、第5条第3項から第5項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないことと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第39条 省略

2 省略

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるとする。

4 省略

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第37条まで及び前条第1項(自転車歩行者専用道路にあつては、第12条を除く。)並びに政令第41条において準用する政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第40条 省略

政令の改正に伴う規定の整備



<p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第42条第1項において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第37条まで及び第38条第1項並びに政令第42条第1項において準用する政令第4条、第12条及び第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。</p> <p>(歩行者利便増進道路)</p> <p>第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者専用道路又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</p> <p>3 歩行者利便増進道路（円滑化促進法第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、別表で定める基準に適合する構造とするものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第44条 省略</p> <p>別表（第42条、第43条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1300 1243 1404 2139"> <tr> <td>区分</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	区分	基準	省略		
区分	基準				
省略					

<p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第41条第1項において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第37条まで及び第38条第1項並びに政令第41条において準用する政令第4条、第12条並びに第35条第2項及び第3項の規定は、適用しない。</p>	<p>歩行者利便増進道路に係る規定の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>条の繰下げ規定の整備</p>				
	<p>(委任)</p> <p>第43条 省略</p> <p>別表（第42条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1300 1243 1404 2139"> <tr> <td>区分</td> <td>基準</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table>	区分	基準	省略	
区分	基準				
省略					

備考 省略	備考 省略	備考 省略 付 則 この条例は、公布の日から施行する。
-------	-------	-----------------------------------

議案第55号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

武蔵小金井北第1自転車駐車場用地の借地返還に伴い、当該自転車駐車場を廃止する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1 武蔵小金井北第1自転車駐車場の項を削る。

別表第2 武蔵小金井北第1の項を削る。

### 付 則

この条例は、令和3年12月31日から施行する。

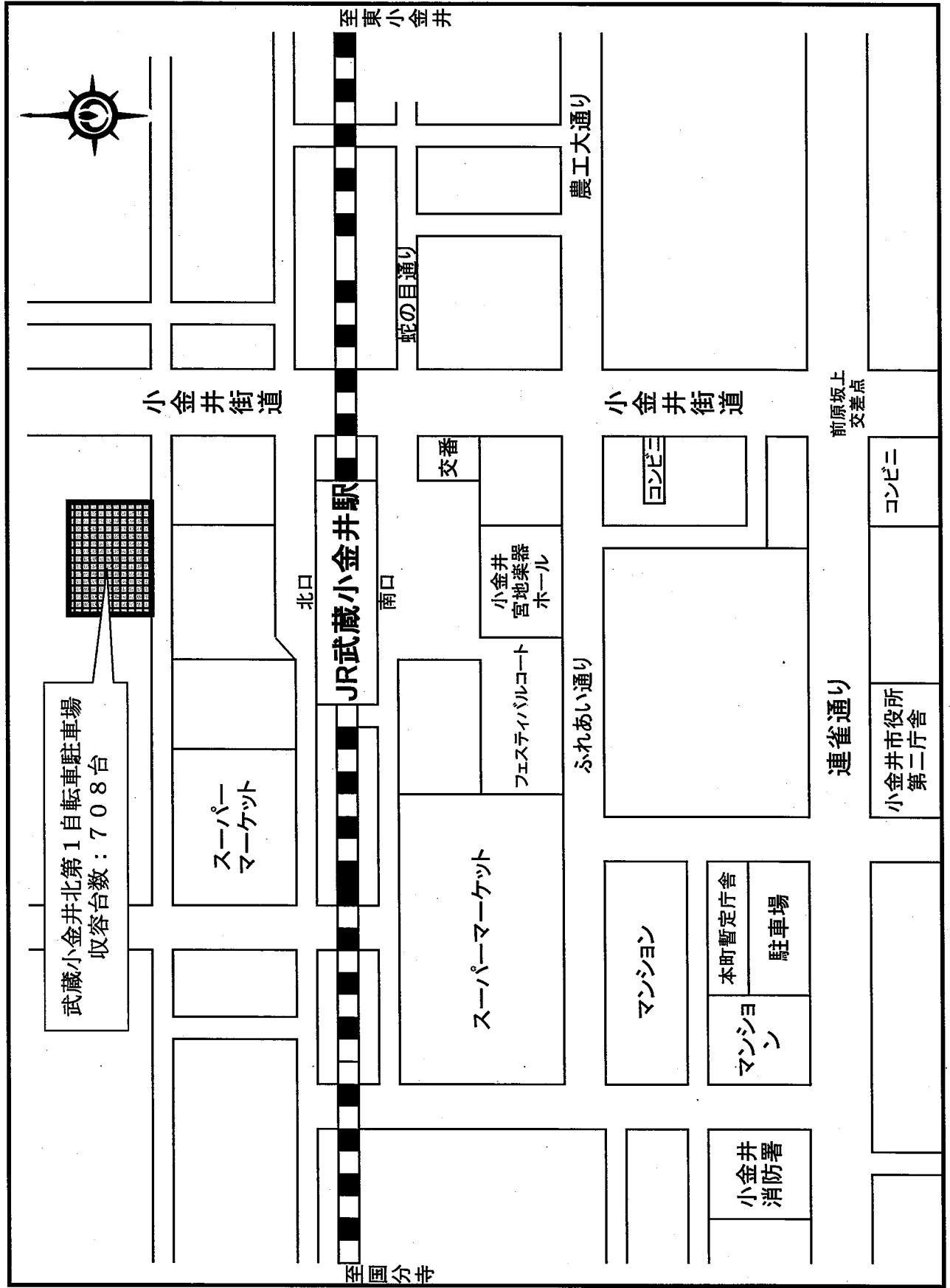
小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考	
別表第1 (第2条関係)					
名称	位置	名称	位置		
武蔵小金井南第7自転車駐車場	省略	武蔵小金井南第7自転車駐車場	省略		
武蔵小金井北第1自転車駐車場	省略	武蔵小金井北第1自転車駐車場	小金井市本町五丁目1.8番		
別表第2 (第6条関係)					
(単位:円)					
自転車 駐車場	使用 区分	使用料			備考 省略
		自転車 一般	自転車 学生等	原動機付自転車 一般	
武蔵小金井南第7	省略	省略			同上
武蔵小金井北第1	一時使用 定期使用	100	1,200	150	
		省略			
備考 省略					
付 則					
この条例は、令和3年12月31日から施行する。					

武蔵小金井北第1自転車駐車場の廃止

同上

廃止自転車駐車場の位置



議案第 56 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
835	市道第 835 号線	緑町二丁目 3073 番 47 地先	緑町二丁目 3074 番 25 地先

令和 3 年 8 月 30 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

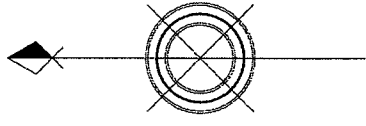
当該道路は、寄附及び都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受け築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

議案第56号資料1  
小金井市案内図(北東部)

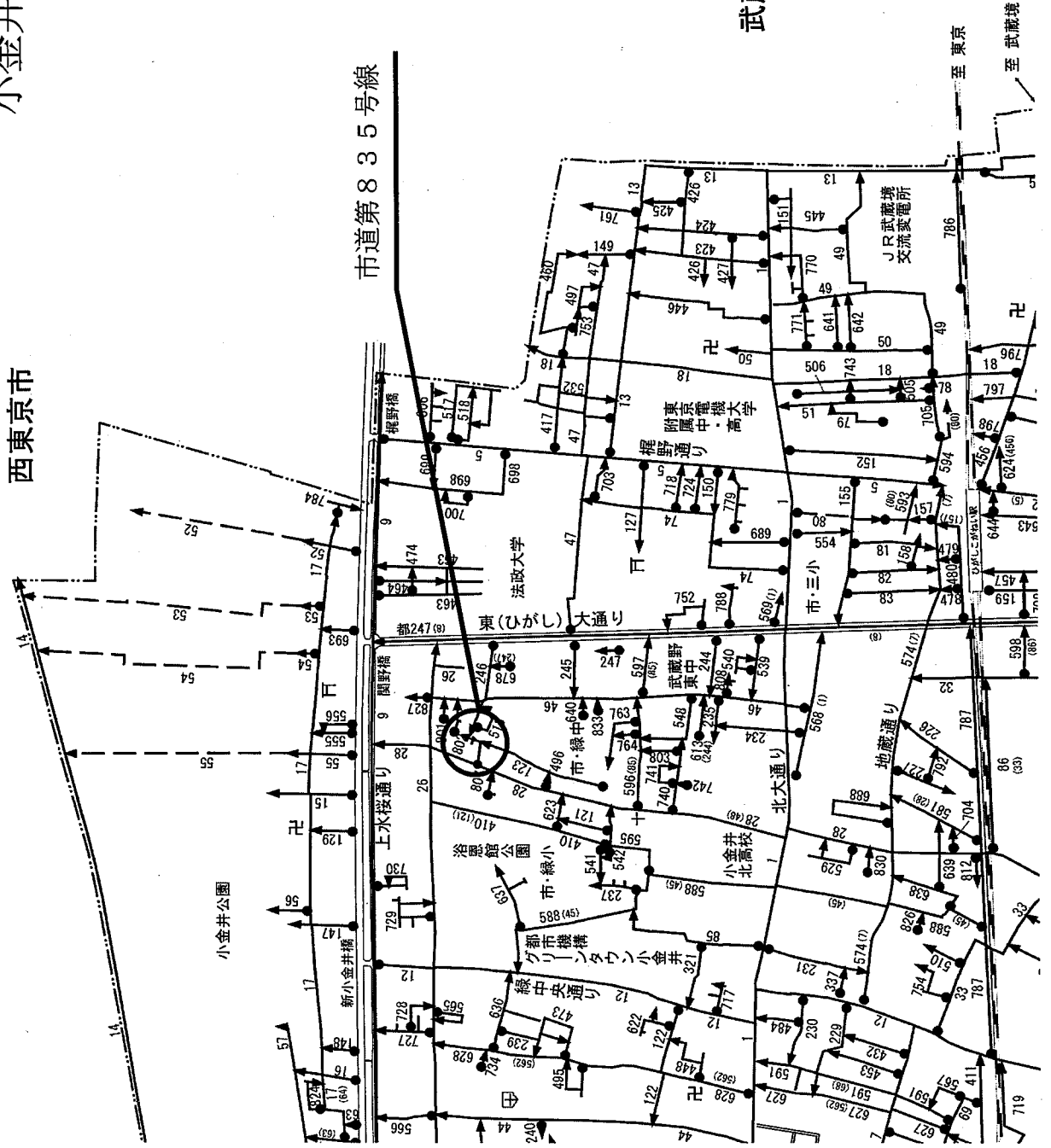
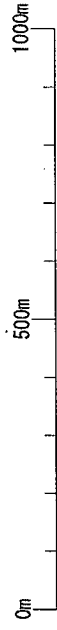
西東京市

市道第835号線

武蔵野市



- 凡例
- 小金井市道
  - 管理道路
  - ( ) 旧路線番号
  - ⊕ 神社
  - ⊖ 仏閣
  - ⊙ 教会・修道院
  - ⊚ 病院



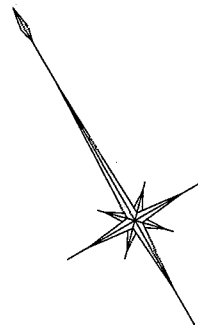


# 市道路線認定見取図

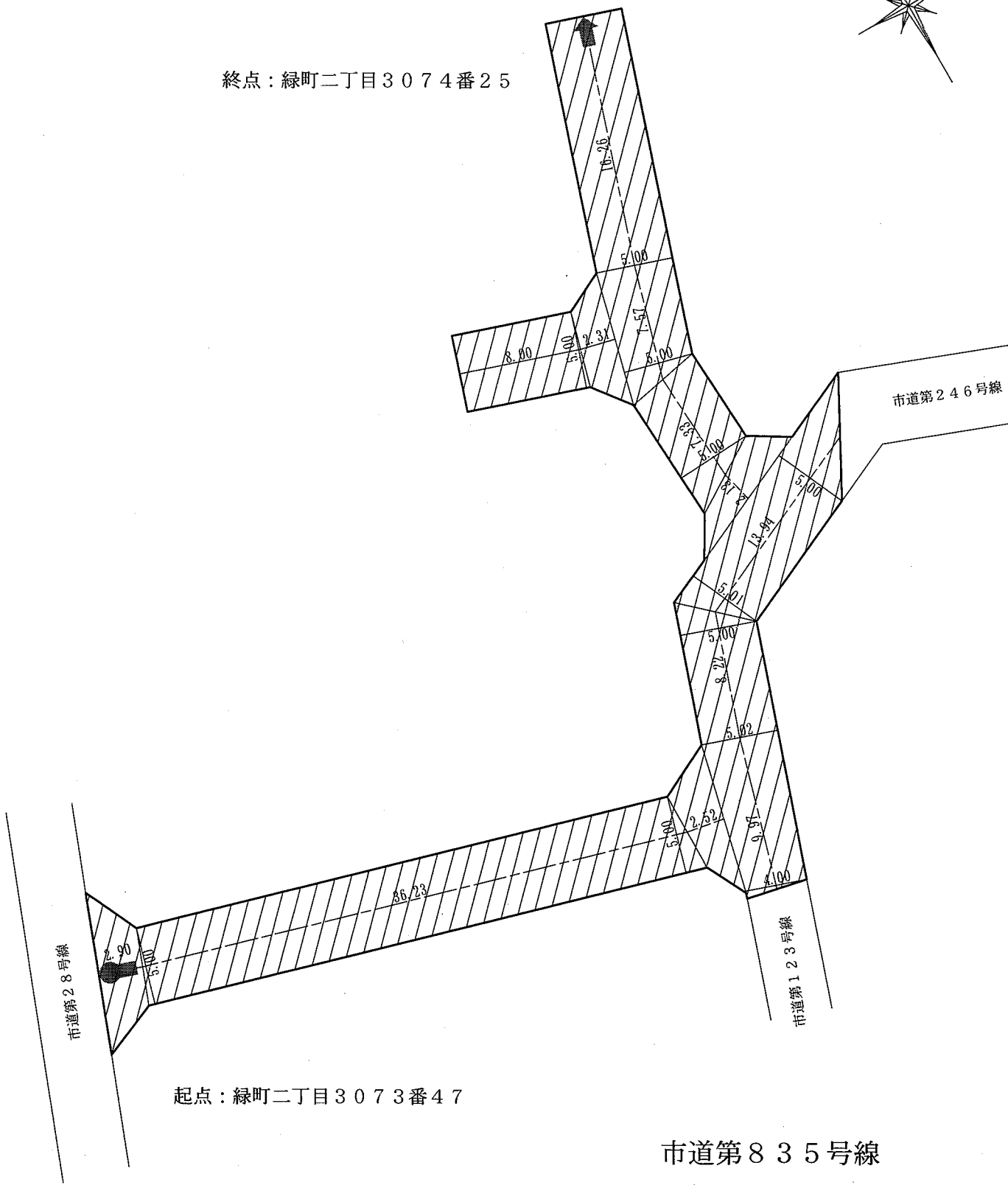
凡 例



認定路線箇所



終点：緑町二丁目 3 0 7 4 番 2 5



起点：緑町二丁目 3 0 7 3 番 4 7

市道第 8 3 5 号線

幅員 4. 0 0 m ~ 5. 0 2 m

延長 1 1 7. 3 8 m

議案第 57 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
836	市道第 836 号線	前原町一丁目 649 番 14 地先	前原町一丁目 649 番 2 地先
837	市道第 837 号線	東町二丁目 149 番 2 地先	東町二丁目 150 番 17 地先

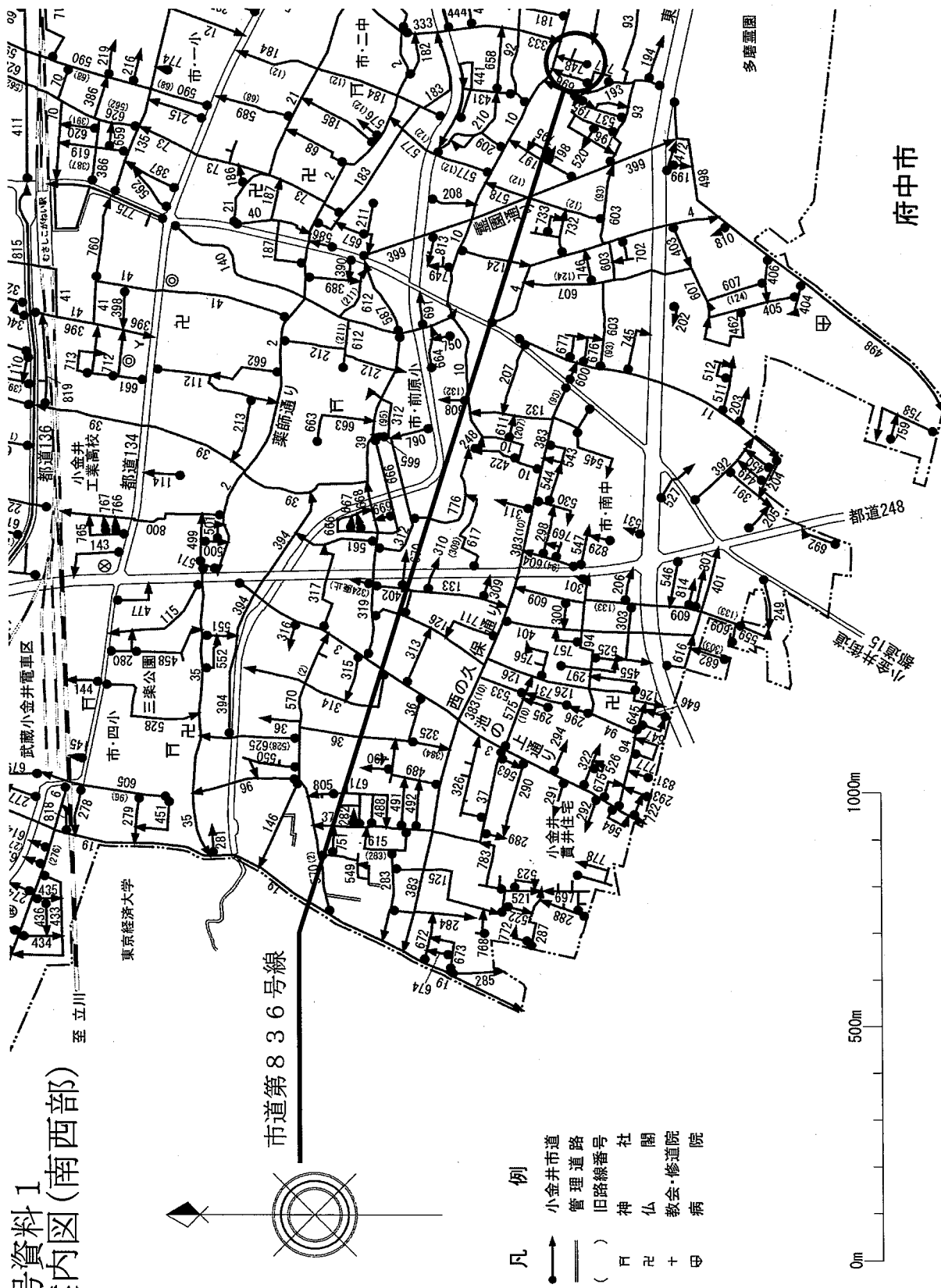
令和 3 年 8 月 30 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受け築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

議案第57号資料1  
小金井市案内図(南西部)



- 凡 例
- 小金井市道
  - 管理道路
  - ( ) 旧路線番号
  - 卍 神社
  - 卍 仏教
  - 卍 教会
  - 卍 修道院
  - 卍 病院

0m 500m 1000m

府中市

多摩重園

市道第836号線

至立川

武蔵小金井電車区

都道136

都道134

都道110

都道109

都道108

都道107

都道106

都道105

都道104

都道103

都道102

都道101

都道100

都道99

都道98

都道97

都道96

都道95

都道94

都道93

都道92

都道91

都道90

都道89

都道88

都道87

都道86

都道85

都道84

都道83

都道82

都道81

都道80

都道79

都道78

都道77

都道76

都道75

都道74

都道73

都道72

都道71

都道70

都道69

都道68

都道67

都道66

都道65

都道64

都道63

都道62

都道61

都道60

都道59

都道58

都道57

都道56

都道55

都道54

都道53

都道52

都道51

都道50

都道49

都道48

都道47

都道46

都道45

都道44

都道43

都道42

都道41

都道40

都道39

都道38

都道37

都道36

都道35

都道34

都道33

都道32

都道31

都道30

都道29

都道28

都道27

都道26

都道25

都道24

都道23

都道22

都道21

都道20

都道19

都道18

都道17

都道16

都道15

都道14

都道13

都道12

都道11

都道10

都道9

都道8

都道7

都道6

都道5

都道4

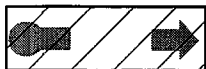
都道3

都道2

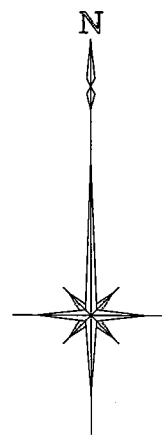
都道1

# 市道路線認定見取図

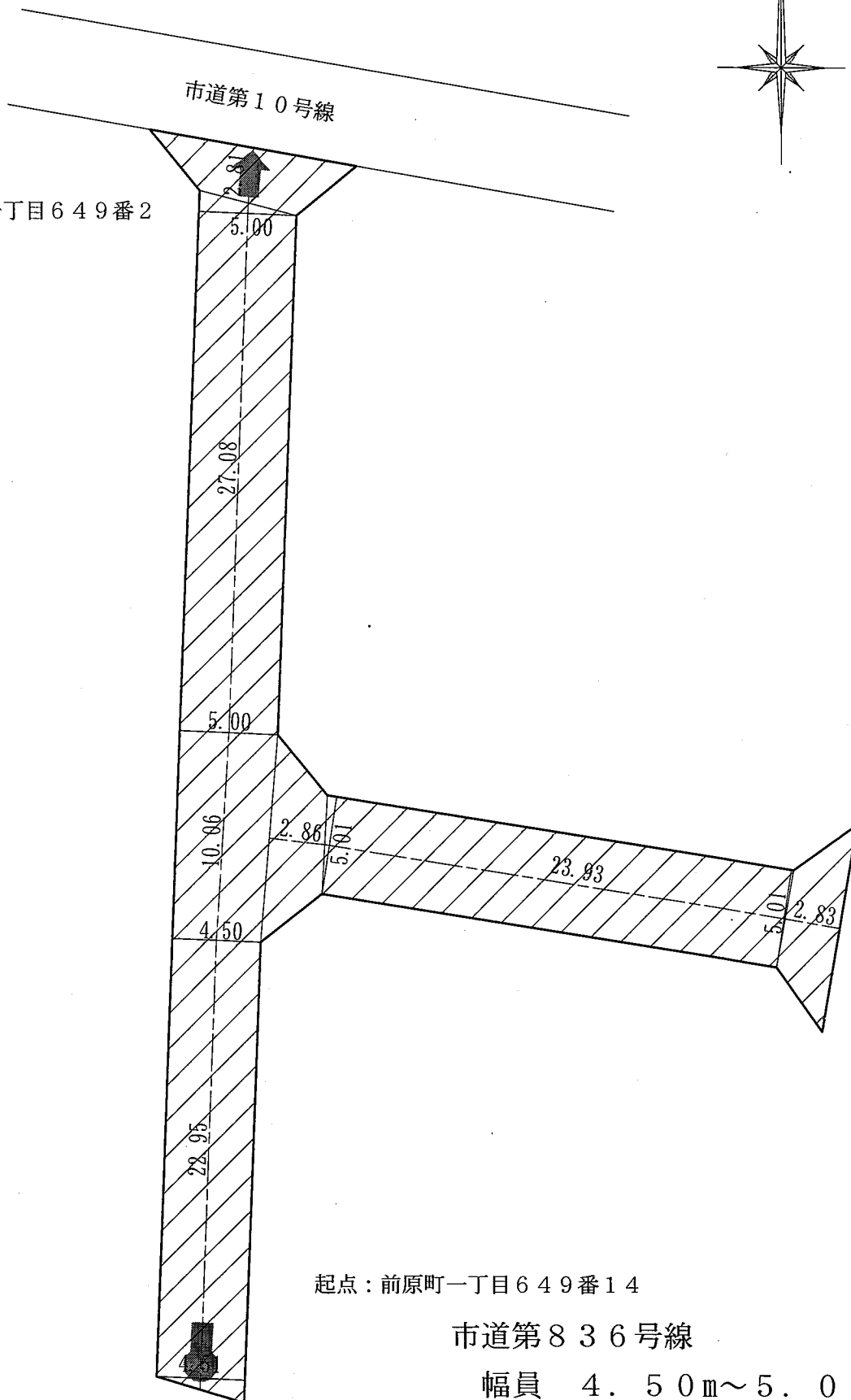
凡 例



認定路線箇所



終点：前原町一丁目649番2



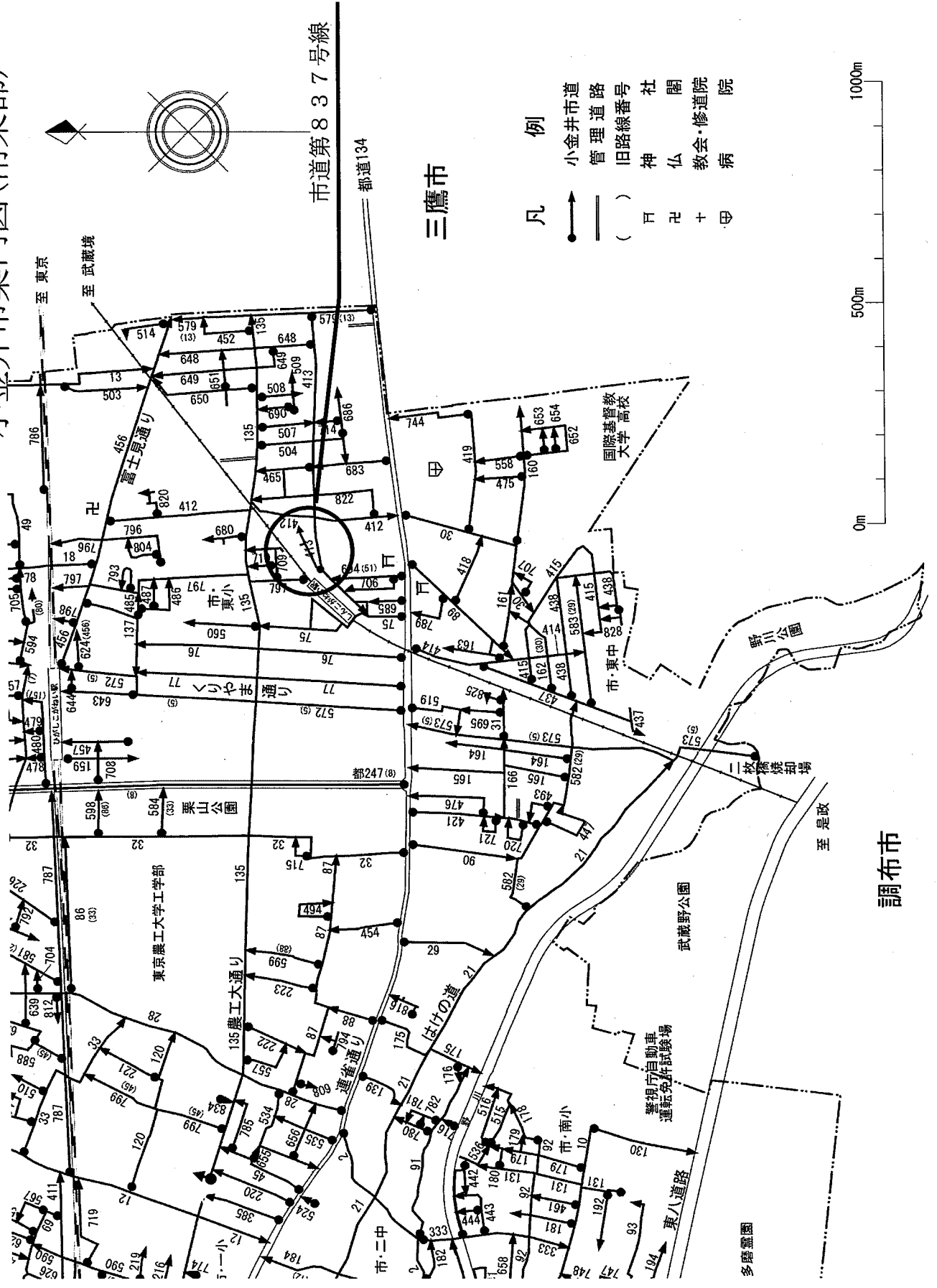
起点：前原町一丁目649番14

市道第 836 号線

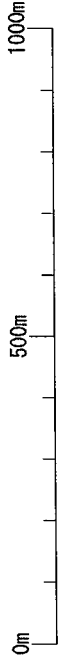
幅員 4.50m~5.01m

延長 92.52m

議案第57号資料3  
小金井市案内図(南東部)



- 例
- 小金井市道
  - 管理道路
  - ( ) 旧路線番号
  - F 神社
  - 卍 仏閣
  - ⊕ 教会
  - ⊙ 修道院
  - ⊖ 病院



調布市

至是政

市道第837号線

都道134

三鷹市

至東京

至武蔵境

多磨霊園

武蔵野公園

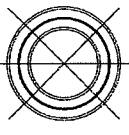
警視庁自動車  
運転免許試験場

二枚橋焼却場

野川公園

市東中

国際基督教  
大学 高校



# 市道路線認定見取図



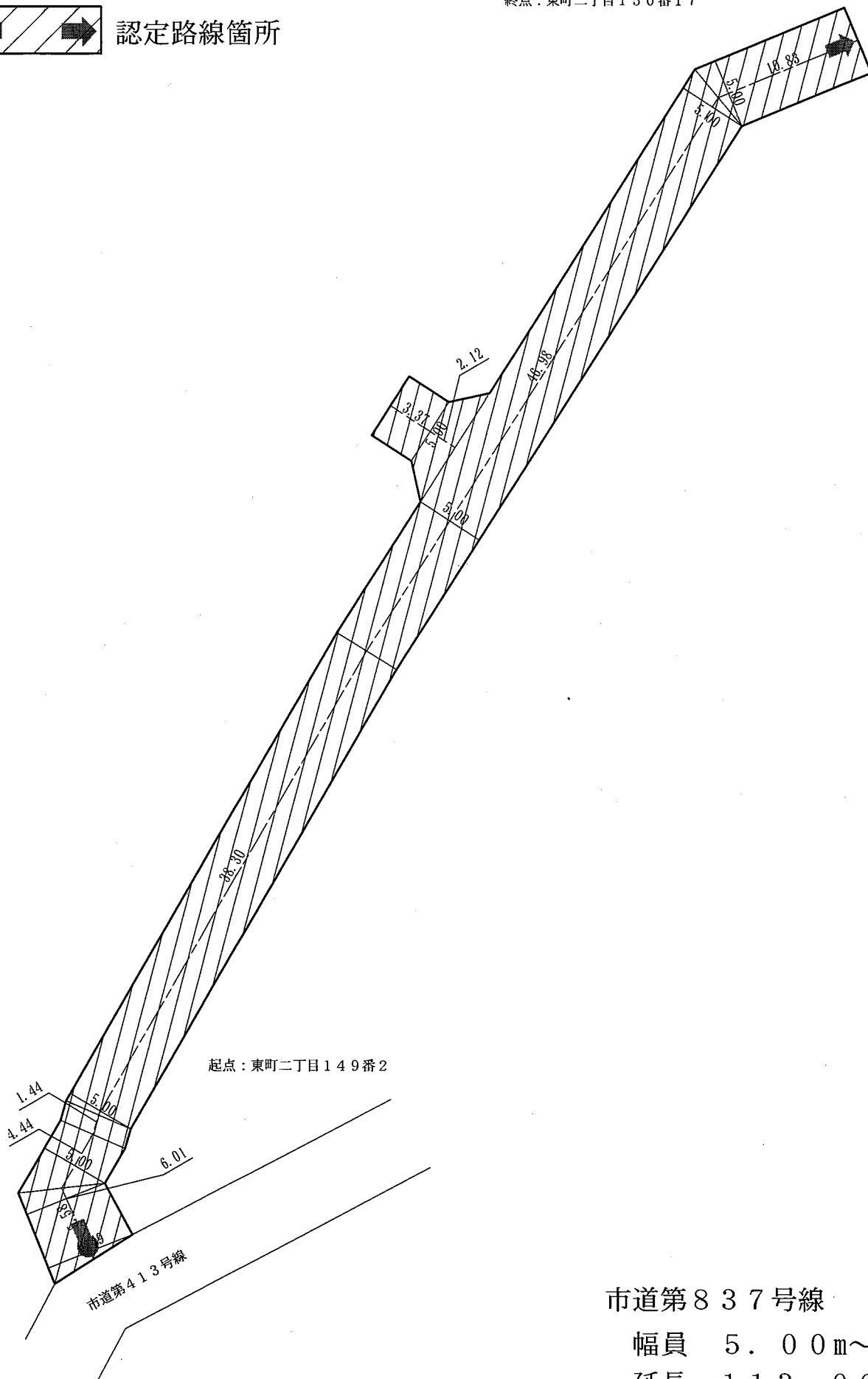
凡 例



認定路線箇所

終点：東町二丁目150番17

起点：東町二丁目149番2



市道第837号線

幅員 5.00m~6.49m

延長 113.06m

## 議案第 58 号

### 市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように変更する。

#### 調 書

整理 番号	新旧別	路 線 名	起 点
			終 点
20	新	市道第 20 号線	貫井北町一丁目 578 番 1 地先
			貫井北町一丁目 843 番 24 地先
	旧	市道第 20 号線	貫井北町一丁目 583 番 1 地先
			貫井北町一丁目 843 番 1 地先

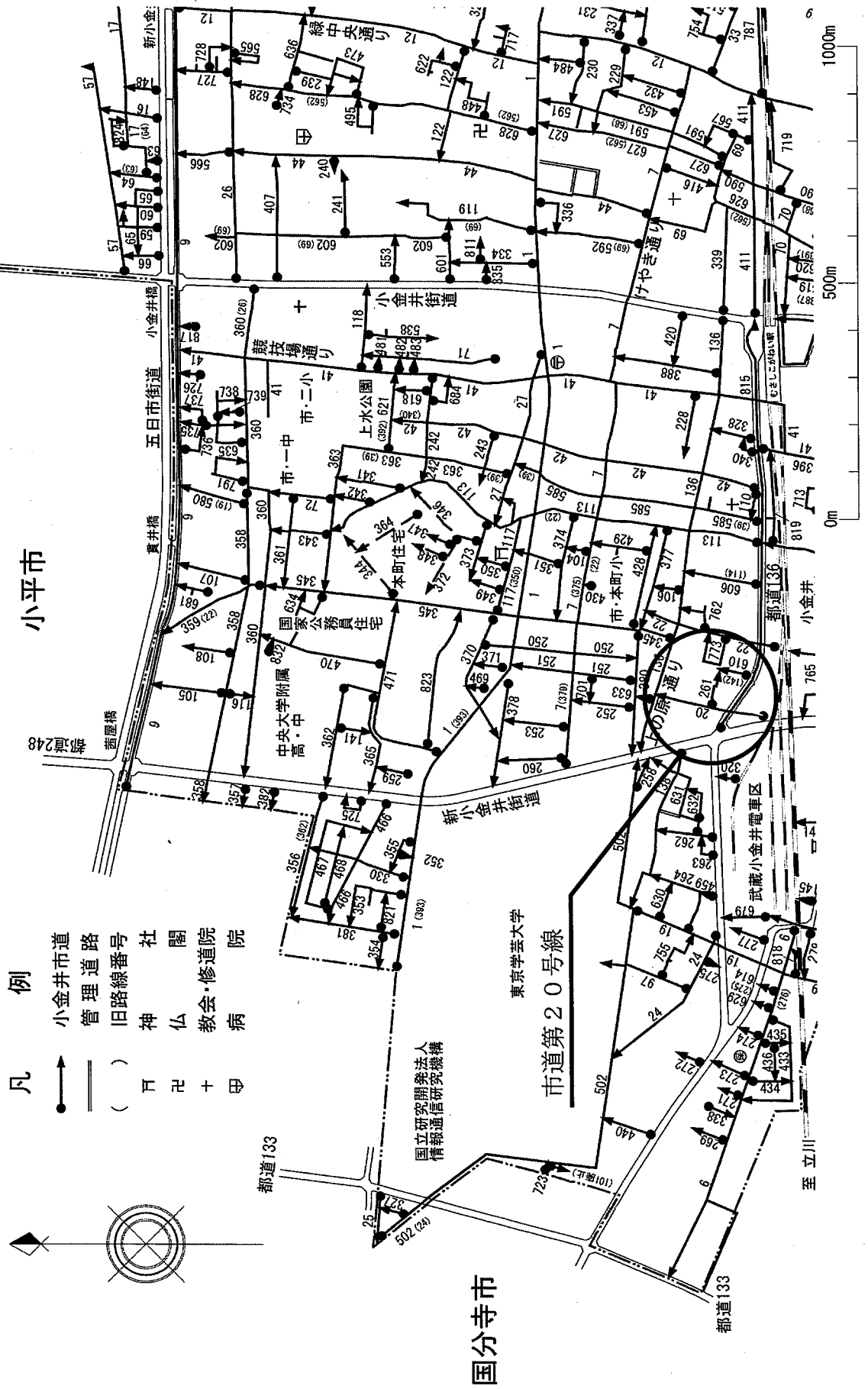
令和 3 年 8 月 30 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

#### （提案理由）

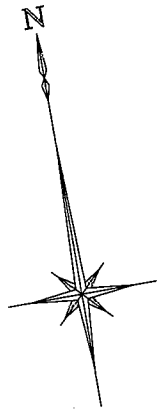
当該道路は、中間処理場の建て替えに伴い、起終点を変更する必要があるため、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

議案第58号資料1  
小金井市案内図(北西部)

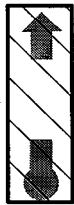




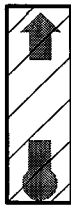
# 市道路線變更見取図



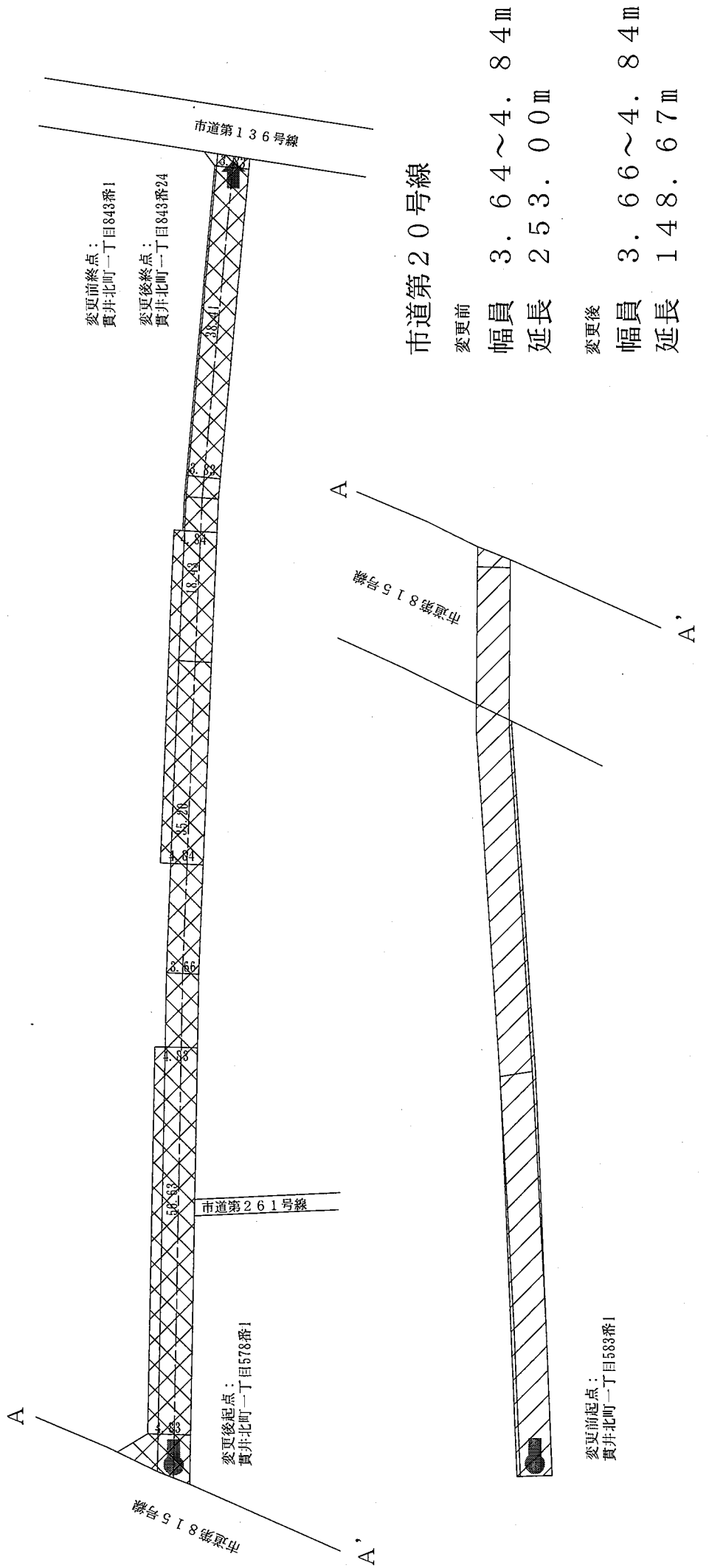
凡 例



新路線



旧路線



議案第 59 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように変更する。

調 書

整理 番号	新旧別	路 線 名	起 点
			終 点
457	新	市道第 457 号線	東町四丁目 1189 番 9 地先
			東町四丁目 1180 番 1 地先
	旧	市道第 457 号線	東町四丁目 1189 番 9 地先
			東町四丁目 1180 番 1 地先

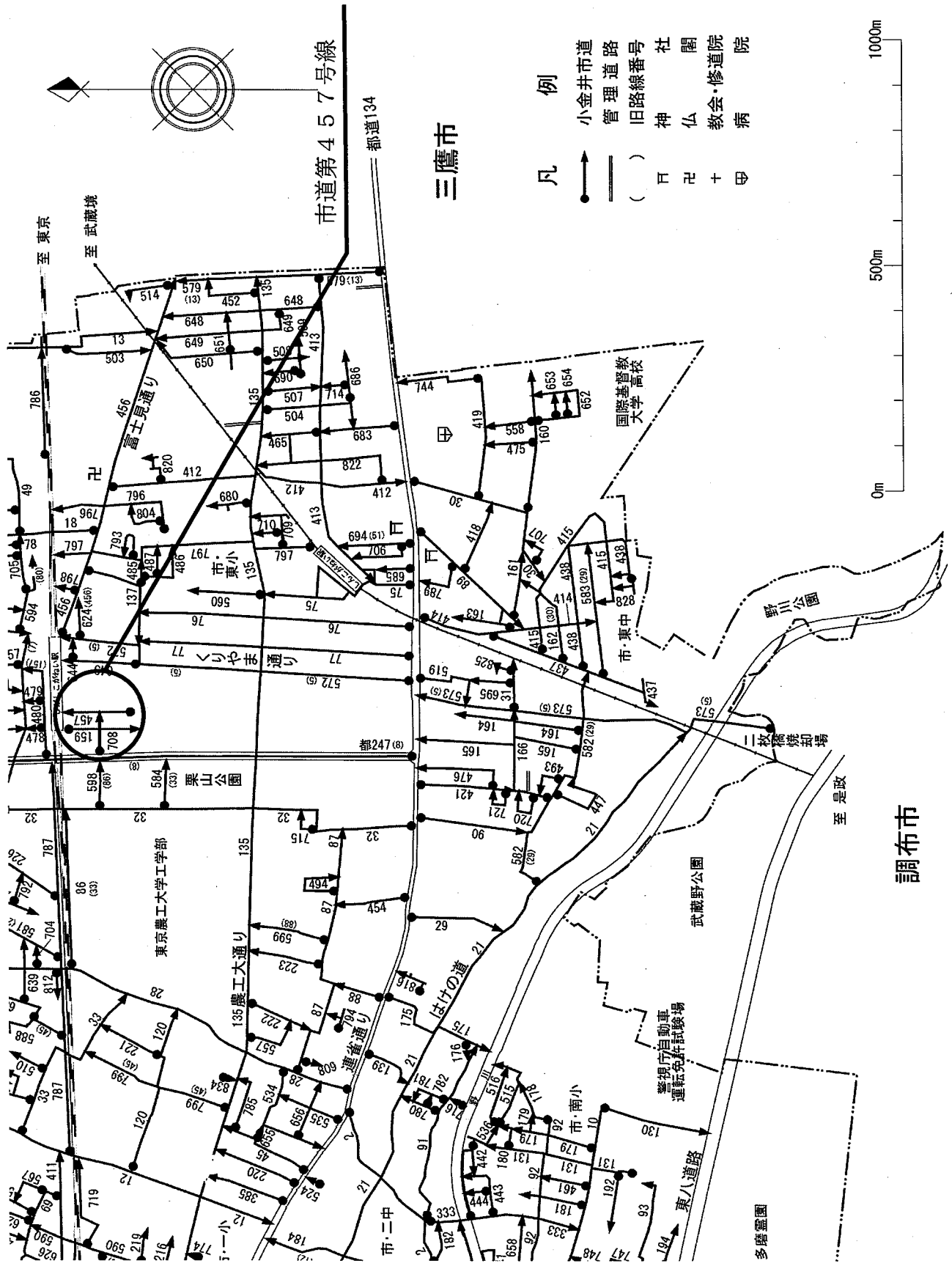
令和 3 年 8 月 30 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

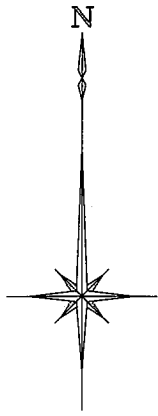
（提案理由）

当該道路は、起終点地隣接地権者への払下げに伴い、起点を変更するため、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

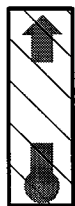
議案第59号資料1  
小金井市案内図(南東部)



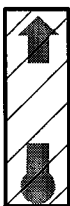
# 市道路線變更見取図



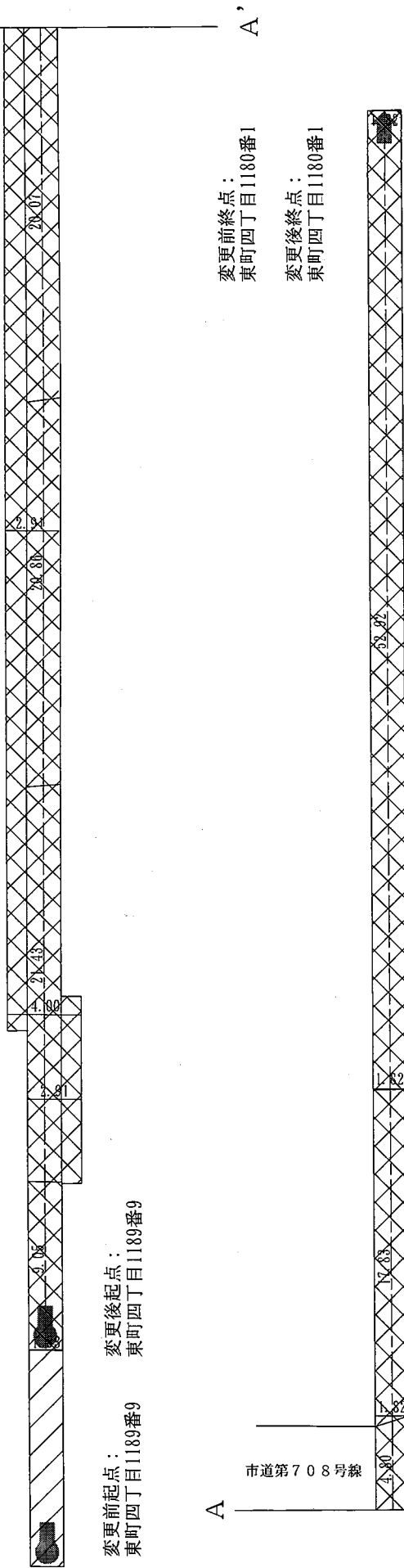
凡 例



新路線



旧路線



## 市道第457号線

変更前

幅員 1.82~4.00m

延長 155.00m

変更後

幅員 1.82~4.00m

延長 146.96m

議案第60号

小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事請負契約について

小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事施行のため、次のとおり請負契約を締結する。

令和3年8月30日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事                           |
| 2 契約の方法  | 制限付一般競争入札（総合評価方式）による契約                            |
| 3 契約金額   | 6,050,000,000円<br>（うち取引に係る消費税・地方消費税額550,000,000円） |
| 4 契約の相手方 | メタウォーター株式会社<br>東京都千代田区神田須田町一丁目25番地<br>代表取締役 山口 賢二 |
| 5 工 期    | 契約確定日の翌日から令和7年3月21日まで                             |

（提案理由）

小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事を施行する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 議案第60号資料1

### 小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事

#### 案件概要

1 案件名 小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事

2 履行場所 小金井市貫井北町一丁目8番25号

3 案件概要

(1) 設計

(2) 工事

ア プラント設備工事

(ア) 受入・供給設備

(イ) 選別設備

(ウ) 再生設備

(エ) 搬出設備

(オ) 集じん・脱臭設備

(カ) 給水・排水設備

(キ) 電気設備

(ク) 計装設備

(ケ) 雑設備

イ 土木建築工事

(ア) 建築工事

(イ) 土木工事及び外構工事

(ウ) 建築機械設備工事

(エ) 建築電気設備工事

ウ 解体・撤去工事

(ア) 中間処理場工場棟解体工事

(イ) 中間処理場プラント設備撤去工事

(ウ) 中間処理場事務所棟解体工事

(エ) シルバー人材センター解体工事

- (イ) ふすま作業所解体工事
- (カ) ごみ対策課倉庫解体工事

議案第60号資料2

小金井市清掃関連施設（資源物処理施設）整備工事

参加業者一覧表

No.	業者名	所在地	平成23年4月1日以降の工事主要実績	単位：千円
1	メタウオーター(株)	千代田区 日野市クリューセンタープラスチック類資源化施設建設工事	日野市	11,946,708
			4,052,166	資本金

入札経過調書

入札予定価格事前公表 5,545,000,000円

No.	業者名	入札金額 (円)	価格評価点 ①	技術評価点 ②	総合評価点 ①+②	結果
1	メタウオーター(株)	5,500,000,000	40.0	36.9	76.9	落札

※ 予定価格・入札金額は、消費税・地方消費税抜きの金額である。また、契約金額は、入札金額に100分の10に相当する金額を加算したものである。



## 議案第60号資料3

### 契約の相手方の会社概要について

#### 1 業者名

メタウォーター株式会社

#### 2 所在地

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

#### 3 資本金

11,946,708千円

#### 4 業種別年間完成工事高

18,091,291千円（機械器具設置工事）

#### 5 主要実績

(1) 日野市クリーンセンタープラスチック類資源化施設建設工事

4,052,166千円（平成29年度）日野市

(2) （仮称）3市共同資源物処理施設整備工事

2,543,184千円（平成28年度）小平・村山・大和衛生組合

議案第61号

令和3年度

小金井市

一般会計補正予算

(第9回)

## 令和3年度小金井市一般会計補正予算（第9回）

令和3年度小金井市の一般会計の補正予算（第9回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ23,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,702,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,057,577	千円 23,651	千円 10,081,228
	2 国庫補助金	2,487,080	23,651	2,510,731
歳入合計		47,679,245	23,651	47,702,896

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 6,377,425	千円 23,651	千円 6,401,076
	1 保健衛生費	2,584,452	23,651	2,608,103
歳出合計		47,679,245	23,651	47,702,896

議案第61号資料1

令和3年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第9回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,057,577	千円 23,651	千円 10,081,228
	2 国庫補助金	2,487,080	23,651	2,510,731
歳入合計		47,679,245	23,651	47,702,896

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		千円 6,377,425	千円 23,651	千円 6,401,076
	1 保 健 衛 生 費	2,584,452	23,651	2,608,103
歳 出 合 計		47,679,245	23,651	47,702,896



補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 23,651	千円	千円	千円
23,651			
23,651			

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
	千円	千円	千円		千円
3 衛生費国庫補助金	1,135,389	23,651	1,159,040	1 保健衛生費補助金	23,651

説	明
<p>4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金  (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱)  補助率 10/10</p>	<p>(健康課) 千円  23,651</p>

3 歳 出

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	1,660,117	23,651	1,683,768	23,651		
				23,651		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	12 委託料	18,832	17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費 ( ) 23,651
	13 使用料及び賃借料	4,819	(2) 健康課関係経費 23,651
			12 委託料 ( 18,832)
			新型コロナウイルスワクチン接種 会場設営等委託料 18,185
			集団接種会場案内委託料 647
			13 使用料及び賃借料 ( 4,819)
			接種会場借上料その2 4,819

新型コロナウイルスワクチン接種事業概要

1 目的

12歳以上の市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、円滑なワクチン接種の実施に向けて事務を進める。

2 変更が生じる予算内容

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料

区 分	補正前	補正後
期 間	令和3年4月から同年9月 まで	令和3年5月から同年10 月まで
会場数	3か所	4か所
場 所	保健センター 公民館緑分館 旧西友小金井店（第一大久保 ビル）	保健センター 公民館緑分館 旧西友小金井店（第一大久 保ビル） 小金井 宮地楽器ホール（小 金井市民交流センター）

3 新規に措置した予算内容

(1) 接種会場借上料その2

一般の方向けの新型コロナウイルスワクチン接種を中断なく迅速に進めるため、新たに小金井 宮地楽器ホールに集団接種会場を開設する。

ア 期 間 令和3年9月22日から同年10月31日まで

イ 曜 日 水曜日、木曜日、土曜日、日曜日

ウ 時 間 （土曜日以外）午前8時45分から午後3時まで

（土曜日） 午後1時30分から午後4時45分まで

(2) 集団接種会場案内委託料

小金井 宮地楽器ホールを集団接種の会場にするに当たり、既に予約をしていた団体等があり、中止の周知が行き渡らずに参加予定者、鑑賞客等が来館する可能性があるため、接種時間外に案内をするスタッフを2人配置する。

4 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

23,651千円

(2) 歳出

ア 新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託料

18,185千円

イ 集団接種会場案内委託料

647千円

ウ 接種会場借上料その2

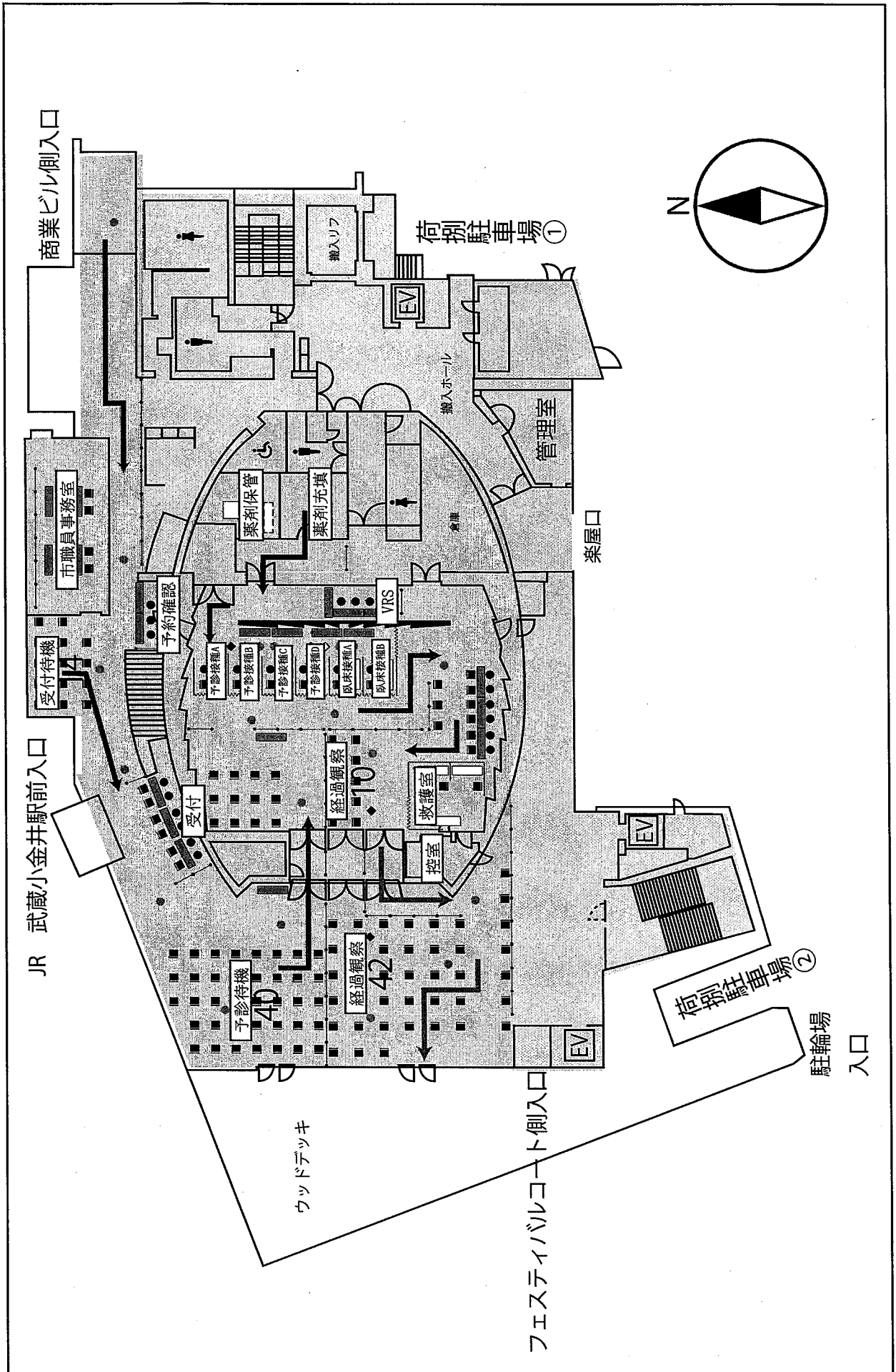
4,819千円

5 予算編成後の変更点

小金井 宮地楽器ホールでの接種の曜日及び時間について、接種希望者の利便性向上のため、以下のとおり変更する。

区 分	変更前	変更後
曜 日	水曜日、木曜日、土曜日、日曜日	水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、日曜日
時 間	(土曜日以外) 午前8時45分から午後3時まで (土曜日) 午後1時30分から午後4時45分まで	(水曜日、木曜日) 午後4時から午後8時45分まで (金曜日) 午後6時30分から午後8時45分まで (土曜日) 午後2時から午後6時45分まで (日曜日) 午前8時45分から午後0時15分まで

6 会場イメージ





工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

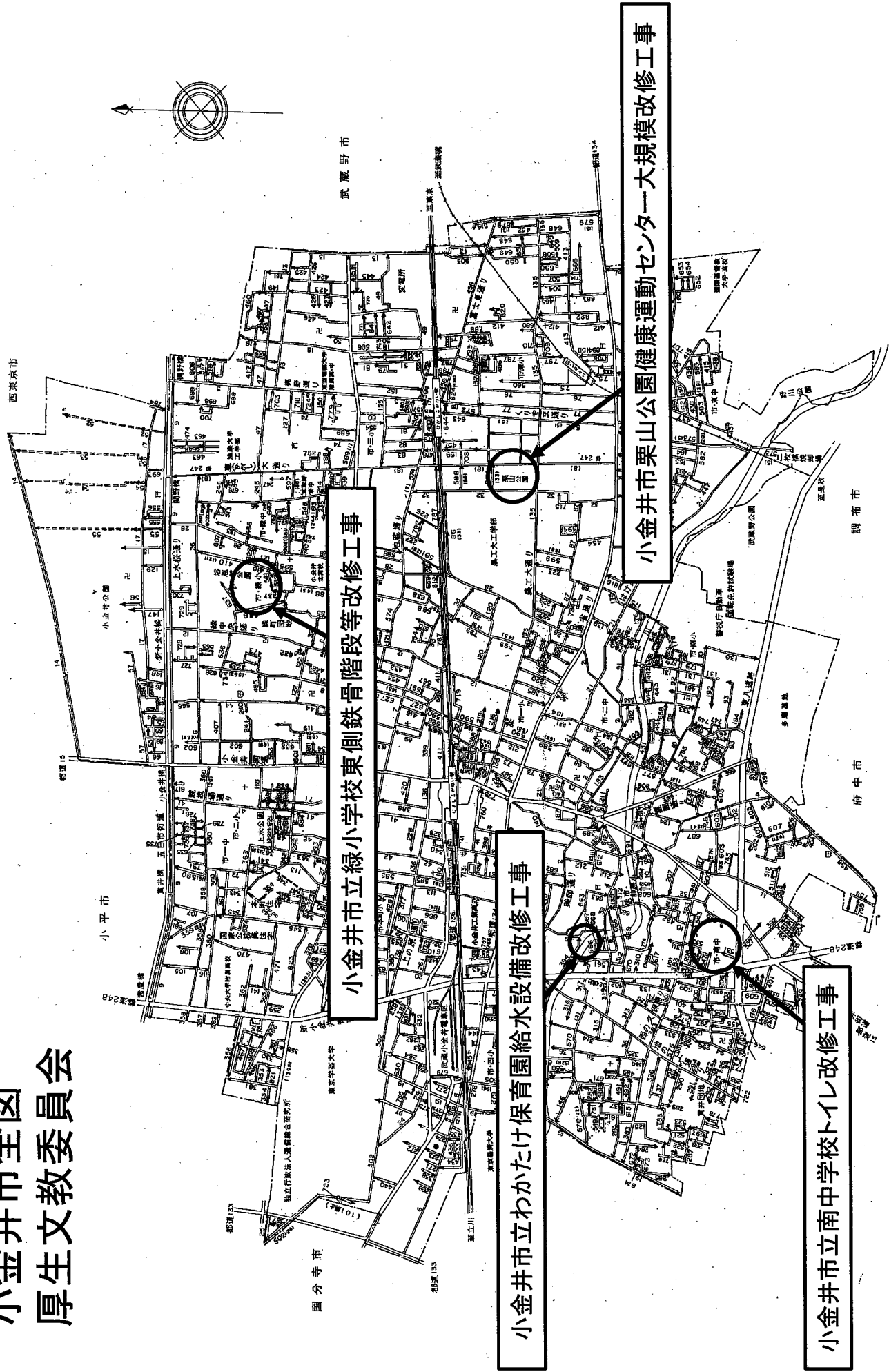
令和3年 5月 1日から  
令和3年 7月 31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	2964-0	令和3年6月11日	小金井市立わかたけ保育園給水設備改修工事 パール工業(株)	12,557,600	令和3年6月14日から 令和3年10月29日まで	既存給水管の全面改修工事(プールシステムを除く。)	制限付一般競争入札2者	10
2	2981-0	令和3年6月11日	小金井市立緑小学校東側鉄骨階段等改修工事 相沢建設(株)	12,320,000	令和3年6月14日から 令和3年9月15日まで	東側鉄骨階段塗装工事 仮設字置保育所設置に伴う整備工事 普通教室カーテン設置工事(14教室)	制限付一般競争入札2者	20
3	3000-0	令和3年6月11日	小金井市立南中学校トイレ改修工事 金澤建設(株)	17,578,000	令和3年6月14日から 令和3年9月30日まで	建築工事(床・壁・天井、トイレブース等改修) 給排水衛生設備工事(便器、給排水管等改修) 電気設備工事(照明器具等改修)	制限付一般競争入札3者	15
4	2832-0	令和3年6月28日	小金井市栗山公園健康運動センター大規模改修工事 関建設工業(株)	403,700,000	令和3年6月29日から 令和4年3月18日まで	機械設備工事(空調換気設備、自動制御設備、給排水衛生設備の改修) 電気設備工事(受変電設備、動力設備、電灯コンセント設備、弱電設備等の改修) 建築工事(トイレ(洋便化等)改修、シャワー室・ロッカールーム内装改修、屋上防水その他設備改修に伴う内装改修)	制限付一般競争入札(総合評価方式)3者	5

進捗率は、令和3年8月1日現在

# 小金井市全図 厚生文教委員会

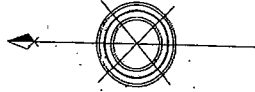


小金井市立緑小学校東側鉄骨階段等改修工事

小金井市立わかたけ保育園給水設備改修工事

小金井市立南中学校トイレ改修工事

小金井市栗山公園健康運動センター大規模改修工事



西東京市

武蔵野市

調布市

府中市

小平市

国分寺市

令和3年 第3回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

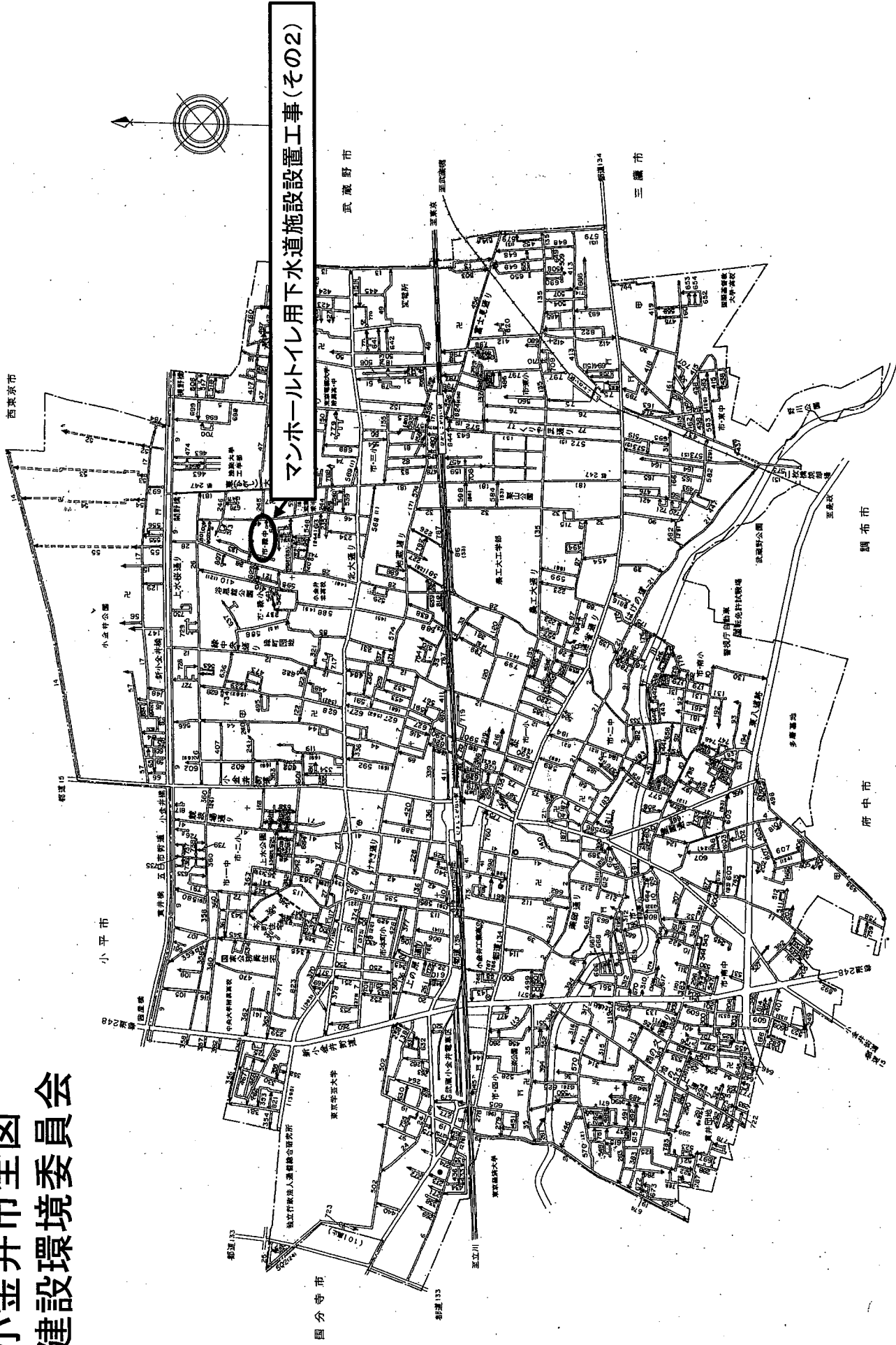
令和3年 5月 1日から  
令和3年 7月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	2530-0	令和3年5月31日	マンホールトイレ用下水道施設 置工事(その2) 金澤建設(株)	10,615,000	令和3年6月1日から 令和3年10月11日まで	マンホールトイレ設置工 10基	指名競争 入札8者	10

進捗率は、令和3年8月1日現在

# 小金井市全図 建設環境委員会



マンホールトイレ下水道施設設置工事(その2)